

問題もあろうかと思いますが、来年その分が出てくるといふこととどうなのかという問題はあろうかと存じます。

たとえば特別給のような場合には、現に一年おくれのかっこうで実績を調査して、一年おくれでついでいくという形のパターンでいま実際にやっておりますが、たとえば二、三年前のように景気が急に下降状態になった場合に、ずれ込んで、一年おくれたとはいいなからちよっとおかしいではないかということが次の年になって一応問題になったこともございます。そういうことをあわせ考えまして、いろいろ苦心しておる、考えておる、そういう現状でございます。

とにかくいまこれから調査を始めますという段階でございます。ちよっと数字の問題については、それ以上お答え申し上げられないという状態でございます。

○中川(秀)委員 非常に微妙な問題であることは、私もそう思うわけですが、いわゆる春闘相場というものです。昨年が八・八％に対して人事院勧告が八・七四％、もちろん定昇込みであります。その差わずか〇・〇六％です。その前年の同じような差は〇・〇三％と、こういうことになっておりまして、大体春闘相場とかそういうようなものは、鉄鋼、繊維、電機などの主要産業の中心どころか、大企業というような水準であるわけです。しかし、現実にはこの不況化、倒産や合理化、賃金カット、民間企業では非常に厳しい実態があるわけで、先般の給与法の改正案のときにもお尋ねをいたしました。人事院の民間給与の実態調査というものが、調査対象が中規模以上あるいは小規模でも比較的しっかりした企業に限られているような感じがするわけでありまして、できるならばもっと正確な、本当の実態把握というものであるいは比較というものが行われるようにしなさいいけない、こう思うわけでありまして。

何か何うところによると、ことしの五月からの民間給与実態調査の中で、人事院は三年ぶりに雇用調整状況調査を実施する方針と、こう言われて

いるようですが、この調査結果次第では、たとえば五十年行われたような管理職手当のカットというふうな、そういった何らかの措置をとるおつもりがあるのかどうか。民間では一時帰休とかあるいは解雇とか、非常に厳しい雇用情勢にあるわけで、国家の財政状況も大変な問題を抱えているわけですから、そういうものをしっかりと把握して反映をさせて、むしろ官民較差が官の方に厚くなるような工夫をなさるおつもりかどうか、ひとつお尋ねをしておきます。

○角野政府委員 お答え申し上げます。

まず、官民比較の規模の話でございます。規模の話につきましては、もっと大きな規模にしろという引き上げみたいな要望とそれから引き下げと、好況、不況それぞれに応じて両方からいろいろな要求なり御意見をいただいておりますことは事実でございます。現在の状況は、これは昭和三十九年以來でございますが、企業規模、会社の全体の規模として百人、それから事業所単位では五十人ということをやっておりますが、これは当時の仲裁裁定で民間準拠という方針、それを基準に打ち出されて以来、私も大体そういう百人、五十人ということと確定して、それを動かさないでずっと来ておるといふ実情でございます。大体これで民間のどのぐらいをカバーしておるかといえますと、全体の、全従業員ウエートにいたしまして六割の線をカバーいたしておるといふ状況でございます。

それで、好況のときにはそれでも十分人がとれないということ、千人以上にするということもございまして、あるいはこの際のような場合ですと十分人がとれるというふうなことで、小さくてもいいのじゃないかという、いずれにしましても、私も公務に優秀な人材を一貫して確保するということが大目的でございます。ではありますもの、しかしながら公務員給与を決定する大きな柱の一つでございますという面からいいますと、そういう基本原則については好、不況によつて軽々にこれを変更するということもなかなか

かむずかしいという実情にはございます。しかし先生のお話も、十分現在の客観情勢を踏まえて、私もこれから調査にかかるといふ段階でございます。

ところで、第二番目の問題といたしまして、雇用調整等のいまの民間の不況の状況について調査をするのか、それからそれによつては措置いかんというお尋ねでございます。これは現在ちょうどことしの民間給与の調査、連休明け早々から調査を開始する予定でございますが、何をどういうふうにするかという事務的な作業は非常に進んでおりますが、雇用調整の問題につきましては、現在いろいろ検討いたしております点については申し上げますと、この点については、昭和五十年でございますが、調査した経緯がございます。

それで、不況の影響等、本年の状況が当時のそれに比べてどの程度同じであり、あるいはどういふところが違つておるかというふうなことについて非常に関心を持っております。いろいろなデータの等を見ながらその辺は慎重に検討しておりますということが事実でございます。しかしながら、調査全体の骨組みから申しまして、現在のようにな成長時代に入つております関係上、配分問題というのに非常に重点がかかっておりまして、したがつてそのための別の面の調査が、いろいろ欲を言えば必要とする事項が多く出てきておりますので、限られた能力と時間の中でどれだけ調査をどういふ縮みで盛り込めばいいかといふいま最終段階の思案中でございます。

○中川(秀)委員 わかりました。

もう一点さっきの点に戻つてこの問題について最後のお尋ねをいたしますが、今度の交通ゼネスト、ストライキあるいはこの山場を迎えたこの春闘の中でのゼネストの位置づけが、先ほどお話ししたように人事院の勧告五％で出すか出さないかという問題も絡んで、官公労からも大変熱いまなざしで見られていられるというふうな感じもあるやに聞かれました。これはひとつ私のお願いでありますけれども、そういうことで意地を張られ

て、国民だけが迷惑するということでは大変困ると私は思う。いずれにしても国家公務員法二十八条によつて、五％未満に春闘相場がなつた場合でも、正確に民間の実態を把握して、勧告は勧告として仮に五％未満の数字でもきちっと出す。むしろこの段階ではつきりさせておいた方が、そういうことだけのストライキの継続とかあるいは突っ張り合いというものもなくて済むのではないかと、そういう気も非常に強くなるわけで、その意味で第一点お伺ひしたわけですが、それに対するお答えは、二十九年に人事院勧告を出さなかつた経過もあるけれども、その後の埋め合わせに時間がかかつたり、翌年その分上乗せになつたり混乱を生じることあつたので、その辺も考え合わせ慎重に審議しているところだといふ御答弁だつたわけですが、その御答弁を先ほど私が申し上げたような点から踏まえても、ともかく法律では一応五％未満の場合は裁量に任されておる、しかし翌年回しでなんということになると大変なことになるから勧告は出します、こういう方向でお考えである、こう理解をしてよろしいかどうか。いま一度、そういういま現在の客観情勢を踏まえて、周囲の環境を踏まえて御答弁をいただきたいと思ひます。

○角野政府委員 お答え申し上げます。

大変微妙な問題でございますので、同じようなことを繰り返すことに相なるかと思ひますが、私もといたしましては、いま先生お話しのとおり、官民給与較差を厳重に調査いたします。それで、これは単なる伸びではございませんで水準の比較でございますので、絶対額の比較ということもございまして。そういう点では一般の相場感覚以上に正確なものを把握したいと思つております。それから勧告するののどの程度かということ、先ほど申しましたように、過去のいまお話しのような場合も踏まえて、それから現在の状況を踏まえて、それで較差が出るということを踏まえて、その段階でよく考えたいと思つております。

○中川(秀)委員 微妙な問題なので、押し問答に

なると思ひますから、この程度でやめます。

大臣もお越しですから、早速行政改革の本論、法案審議に終んで質問させていただきますと思ひます。

ここでちょっと福田内閣の昨年来の行政改革、かけ声とその実績ということを簡単に整理してみたいと思ひますが、これは私が整理したのではなくて毎日新聞の社説です。これがきちんと整理しているから、そのままポイントだけ申し上げま

す。

最初に、行政改革が福田内閣の目玉政策であるというようなかかけ声、それと比べて昨年の十二月二十三日の閣議決定というものはかなり竜頭蛇尾というか、しつぱもなくなっちゃったような感じの受け取られ方を国民からされている、これは事実であります。それから、この十二月二十三日の閣議決定事項の進捗状況というのをまたチェックをしてみますと、たとえば今国会に提出された行政改革関係法案はわずか四件、一つは農林省設置法です。二つ目は、いま審議をされておりますところの審議会整理法案、それから許認可整理法案、それから今度審議がされるところの行管庁設置法改正案、こういう四本であるわけです。事務レベルの話合いの比較的ついたもの、抵抗の比較的少ないもの、それは大変な問題もあったとは思ひますけれども、当初のかけ声やあるいは閣議決定の多くの事項の中に比べたら比較的抵抗の少ないものという感じがあります。

もちろん中央省庁の統廃合とかあるいは国家公務員の定率制の導入というの、たしか前国会で私がお尋ねしたときは五十三年度実施、五十四年度法制化と時期まで挙げておられたのに、検討という表現に後退されている。あるいは定員削減計画にいたしても、大臣、これは実は定員削減計画ではないのですよね。もちろん実際はそういう新しい行政ニーズもふえてくるからしようがない点もございしますが、二千数百人ふえているのでございまして、定員抑制計画と名前を変えた方がむしろいい。削減は大してしていない。むしろ新

規増というものがあられるわけですから、部分的に削減されていても、片や行政機構としてはふえていくわけですから、国民からするならば削減とはちつとも言えないというような状況であります。

そういうようなことで、昨年来のかけ声並びに十二月二十三日の閣議決定の進捗状況、いろいろなものを見ましても、進捗状況はかなり悪いという感じを否めないものであります。こういう状況について、御担当の大臣としてどのような御見解をお持ち、またこれからのようになさろうとしているのか、ひとつ勇気のある大胆な御見解を承りたいと思ひます。

○荒松國務大臣 御質問の点、あるいはそういうふうにお考えかもしれません。しかし昨年十二月二十三日に決定した行政改革案は、新自由クラブ御提案の要旨も全部読ましていただきまして、取り入れらるべきものはかなり取り入れたつもりでございまして。しかし、きわめて大胆であつて規模が大いなのでございまして。

いま一番大切なことは、不況をどうして乗り越れるか、雇用をどうしたら増大できるか、また失業対策問題はどうかという問題、あるいは大きな課題がございまして。加えて円高問題、ひいては円高問題から関連いたしました貿易の問題、いろいろ大変な問題がありまして、なるべくそういうことに支障のないようなことも一面考えていかなくちゃならない、こういうような問題に迫られていると思ひるのでございまして。

しかし、行政の改革をして税金のむだ遣いをしないようにする、これは当然国民に率仕すべき大問題でもございまして。したがひまして、その御趣旨の中には各省庁の統廃合というようなことが中川さんの頭にあるのじゃないかと思ひます。しかし機構において、農林省を二百海里の問題等ありまして農林水産省に改組する。それから、中央省庁の課を二年間に五十一整理をする。地方出先、支所、出張所等約千カ所の整理を断行する。それから国家公務員、これも今後三年間に二万八千人を削減するというような問題から、定率制の

導入も行う。これは人事院といろいろい研究中でございしますが、これは断じてやることに決定をしたわけがございまして。それからいろいろ非難のあります特殊法人の整理統合、こういうものも二十一やるということ、いま十四を対象に整理をしております。この特殊法人の問題については大変いろいろな問題がありまして、役員の退職金等が多過ぎるのじゃないかというので二割削減するというようなことも決定するし、それから横滑りだ、やれ何だというような問題もありません、これも規制をする。それから審議会等についても四十八を整理統合するということ。それから補助金等につきましても、千四百二十二億という大幅な整理をすることを決めまして実行しております。

それから許認可、認可等の事務整理合理化、千二百四十事項について廃止をしたり規制の緩和をする。それから手続、これはいろいろ地方からの意見もありまして、徹底的に簡素にする、こんなことを実行していくつもりでございまして。

しかし、これで十分と思ひておりませんが、新自由クラブの御提案、まことに熱意のあることは私も心から敬意を表しますが、総論ではこれを切れるいはあれを切れると、各論になりまして、これはなかなか、関係のところからそれはもうとても熱意のある陳情がありまして、口では言えますが、なかなかこれは大変なことだと思ひます。いろいろ考え合せて、御不満な点もあるかもしれませんし、またもつと改革しなければならぬ点もございしますが、鋭意努力いたしまして、御期待に沿うようにしたいと思ひておりますと同時に、法案も出してありますから、どうぞ御審議をいただいて、ぜひ御賛成をいただきますことをいまから陳情しておきます。

以上であります。

○中川(秀)委員 私がかつて政治記者をやっておりましたが、大臣のお人柄は本当に年々ますます円熟味を増されたという感じがいたします。大臣は、私の記憶ではたしか実業界の御経験もおありになるだろうと思ひますが、民間経営の場合

に、危機に瀕しているときはそんな関係各方面の熱意もこれありというようなことで商売をしていたら、みんな倒産してしまふわけです。いまわが国の財政危機というものは、私は一時的なものではなくて、はっきり言って構造的なものだと思ひます。その構造的な財政危機の中でいまの膨張した行政需要、仕事ですね、それと同時に行政機構を支えることもなかなかむずかしくなつてくる、年々むずかしくなつてくると思ひます。

そういう見地に立ちますと、むしろ行政がどこまで仕事をしていくかという行政の総量も見直しで、はっきり言って市場経済でこれが支給できるものとか、あるいは家族のケアで十分やっつけられるものとかいうのも国が手を出すこととはない、行政が手を出すこととはない、そういう公私の分担というものが本当に突っ込んで検討して、行政の総量も私は見直しして、その上で陳腐化した行政機構の大改革に着手するという発想を持ってやっつけていかないと、根が構造的なんだから、小さなものだけいじつても本質的な解決にはなかなかならないのではないかという気が非常に強くするわけです。

そういう考え方からすると、私どもはもう国会議員の数も減らせ、その上で政治のリーダーシップでやりなさい、こう言っているわけです。大臣もお話いただいたと言ふからあえてくどくどは申し上げませんが、私もいま大臣のお話になつたようなことはよく読んでおるので、それから、繰り返して言っていたかなくとも結構なものでございまして、行政改革のあり方として、たとえばイギリスあたりは、マネジメントレビューという方法で一つの物差しをつくつて、五年に一巡式で各省庁全部の行政についてチェックをしているのですよ。それで五年で一サイクル全部チェックをし終つて、要するに十年に一巡などという行政改革ではなくて、継続的にどんどんやっているわけですよ。

ところが日本の場合、大きな部分については、何か十年に一遍思い出したようにやるという

ような改革のような気がしてならない。これを継続的にやるためには、私は、やや昔の発想になるかも知れませんが、かつて法制局というのがあった、大蔵省の主計局と同じぐらいの力を持つていた時代がありました。行政改革も、そういう中で法制局的な仕事と絡み合わせて行われていたわけですが、そういった考え方をもう一回取り出して、行政管理局の力も相当引き上げていかなければいけないと思うのです。たとえば定員管理等の問題で言うならば、人事院は中立官庁、中立機関ですから、これまでというわけにはいかないけれども、総理府の人事局、行政管理局、法制局あたりが何らかの統合という方向へ向かっていってもいいと思ふ。そういう形でイギリス式にマネジメントレビューをやっていく、こういう方法はとれないものかどうか。

ある新聞報道によると、これは大臣の写真が出ている新聞ですね。ことしの三月七日「行政管理局は、今後の行政改革の検討課題をまとめた。」「総理府人事局を行政管理局に吸収する」、その他いろいろありますけれども、見出しはそういうようなことになっていくわけですね。この新聞記事が事実とするならば、やや私どもの主張を取り入れていただいているという感じがするのでありますが、大臣、こういう報道も踏まえて、どうなんですか、そういう思い切った体制整備の行政改革を継続的な発展のためにする必要があるんじゃないですか。御見解いかが、お伺いをいたします。

○荒松国務大臣 確かにお話をまた御意見はそのとおりでございます、決して私は否定するものじやございません。

それからそこに人事局、これは私もまだ何ともしゃべっていないのに新聞が出たので、それは私は発言はしてございません。しかし御趣旨の点よくわかります。明治以来、日本の行政は大体においてふやす一方で来たわけですね。国の経済、いろいろな面もブレイキのかららない、前進だけだった、こう申し上げてもいいと思ふのです。しかしこういう内外の非常にむずかしいときでございます

して、おっしゃるとおり、思い切った行政の改革をすることが必要であることは申し上げるまでもございませぬ。

いま英国のお話もありましたが、英国でもずいぶん研究しているようだがなかなかうまくいってないと思ふのです。よその国の批判をしては悪いのですが、決して満点とは思いません。

それじゃ日本はどうするかと言うと、おっしゃるとおりで、改革の速度がなかなか速まっていけないのはまことに遺憾だと思ふます。これはおたくの新自由クラブの発想で、なかなか思い切ったことをお書きになっているようですが、あなたの方が内閣をとったって、そう簡単にはこの整理はできないと思ふのですよ。これは読んでみると、肥大した行政の縮点検をして国民生活省を新設しろ、これは賛成です。中小企業省の設置を行え、なおエネルギー特別補佐官制度の設置、国土庁と環境庁のあり方を再点検して両方を統合する、それから中央省庁の局、部、課を一律に一割削減をしる。どれもこれも私は決して反対じゃないのです。賛成をし、やらなくちゃならないようなことを——これはあなたが案をつくられたと聞いておりますが、敬意を表しますが、さっきいろいろ申し上げるように、景気の回復、そういうような問題に余り邪魔にならないように、それから各省庁の統合というものは、やはり政治の基礎をこじやこじやにすることは大変だと思っております。そういうことも邪魔にならないようなことを考へつつ、ひとつなるべく速度を速めて行政改革の実行をしたい、こういう考えでおります。どうぞ御理解をお願いいたします。

○中川(秀)委員 大臣、賛成したら、大臣らしく大いに思い切つてやっていたらなればいかにぬ、こういうことになる。国民生活省、おやりになりますか。労働省、厚生省を統合して生活行政、福祉行政の一元化を図る。おやりになりませぬ、いかがですか。

○荒松国務大臣 趣旨には賛成でございますが、ひとつ統意努力をいたすことをお約束はいたしま

すが、すぐにこれをやれと言つてもなかなかさうもできないだろうと思ふ。しかし速度を速めつつ改革に向かつて前進をいたします。

○中川(秀)委員 先ほどの問題、ちよつと事務当局にもお伺いをしますが、大臣は御発言になつてない、しかし新聞の報道が全くでたらめということはないわけですから、何らかの動きがあると思ふのです。

〔高島委員長代理退席、委員長着席〕
定員管理その他重要事項について機動的に対処するために、行政管理局が総理府の人事局と何らかの統合をお考えになっているのか、事務当局、いかがですか。

○辻政府委員 先ほど御引用になりました新聞記事につきましては、大臣からもお答え申し上げましたように、私どもで発表したものは全くないわけでございます。

先ほど来御指摘のように、行政管理局自体の機構の問題については、いろいろ御意見のあるところでございます。確かに戦前は法制局がそういう官制でございますとか定員を取り扱っていたわけでございますし、また私どものやっております定員管理あるいは機構の管理の問題と、人事でございますとか給与でございますとかいふ問題は密接な関係のあることは事実でございます。しかしそれをどのように考へていくかということになりますと、先ほど来大臣もお答え申し上げておりますような中央省庁全体の問題とも関連してまいります。現在の行政機構の骨格をなす問題でございますので、その点につきましてはなお慎重に検討すべき問題であらう、このように考へております。

○中川(秀)委員 慎重かつ前向きに、大いに検討していただきたいと思ふます。

次の問題で、行政組織法の現状並びに将来といふ問題について若干の御提案をして御見解を伺いたいと思ふます。

かつて行政組織法の改正、行政改革推進のためには、部局、出先機関、付属機関、こういうものの整理合理化を機動的ならしめるために、法律によら

ない、政令でできるようにすべきであるという発想はずいぶん昔からあつて、同時にまた、われわれもある程度理解をしているわけでありませぬ。

ここで提案なんですけれども、局まではいろいろむずかしい点があるかも知れませんが、部や地方出先機関、しかもその削減の場合は国会の議決によらない、政令事項に任じてもいいと思ふ思つてゐるのです。しかし新設で増加をしていくという場合はもちろん国会の議決が要る、こういうふうに分けて考へられたらいかがか、こう思ふわけですが、いかがでしょうか、見解を伺いたいと思ふます。

○辻政府委員 ただいま御指摘のございました行政組織法の問題につきましては、御承知のように、かつて四十六年から四十八年でございましたが、三回にわたりました機動的に処理できるような改正案を御提案申し上げておたことがあつたわけでございますが、廃案になつて今日に至つておるわけでございます。私どももこの組織法の問題をどういふふうに考へていくか、ただいま検討している段階でございます、できるだけ弾力的な処理ができるような方向で勉強してみようと思つております。

ただ、ただいまおっしゃいましたように、新設のときは法律事項で、廃止のときは弾力的にやるという御見解でございますが、そういうふうに分けて処理するのはなかなかむずかしいのではなからうかと考へております。いずれにいたしましても、御趣旨を体しまして、なお勉強してまいりたいと思つております。

○中川(秀)委員 一つの思ひつきの提案です、可能ならば、そういう方向も考へて検討していただきたいと思ふます。

では、審議会一括整理法案の中身に入らしていただきます。

この審議会整理法案、私はいろいろ細かく考へてみたのですけれども、今度の整理の物差しは、必要性の低下したものであるいは活動の不活発なものの廃止、それと、類似のものの統合、あるいは

審議内容が地域的に限られているもの、これの移
管、あるいは常設でなくともいいものというよう
な、そんな物差しで選ばれているようでありま
す。これについては、そのようにも書いてありま
すから、御答弁は要りません。

ところが活動不活発なものという中に、これは
全部が全部というとは確かに言えないと思いま
すけれども、いささか古い資料で恐縮ですが、五
十年度、五十一年度、つまり昨年の春までです
ね、全く審議会が開かれていない、総会も部会も
開かれていないという審議会が十三審議会ありま
す。それから総会ないし部会が一回ないし二、三
回五十年度に開かれて、五十一年度は全く開かれ
なかつたという審議会が十審議会あります。いま
一度申しますと、兩年度にわたって全く開かれて
いないという審議会が十三、五十年度はちよつと
開かれたけれども五十一年度は全然開かれていな
いという審議会が十審議会ある。これはいづれも
整理の対象になっていない審議会の中から選び出
したものであります。

中には公務員制度審議会とか選挙制度審議会と
か、確かに開かれていないが将来にわたって重要
であるという審議会もあります。しかし考えよう
によつては、これはどこかに統合できるのではな
いかという審議会も、たとえば国民生活審議会が
一方にあって、国民生活安定審議会というのがご
ざいますけれども、この国民生活安定審議会の方
は五十一年度は全然開かれていません。あるいは
臨時大学問題審議会、今度は整理対象になってい
ませんが、これも兩年度にわたって全然開かれて
おりません。具体的に挙げるのがいいかどうかわ
かりませんが、いづれにしてもやはり検討
対象にしたのかどうかもわかりませんが、中央生
乳取引調停審議会などというものも兩年度にわた
って開かれておりません。石油需給調整審議会と
いうのも開かれておりません。私は、内容、設置
目的を全部当たって発言しているわけではないの
ですけれども、少なくともこういふ開かれてない
審議会がかなりあって、対象になつたのかどう

か。それではなぜ今度の整理法案には入らなかつ
たのか。逐一の御説明をいただいたら時間がわか
りますから、総論で結構ですから御答弁を願いた
いと思うのです。

○辻政府委員 お話のように、今回廃止あるいは
統合の対象にいたしております中に、開催実績
不活発のものがあるわけでございます。

そこで、中川委員の御指摘のものと若干デー
タが違うわけでございますが、私どもの資料でござ
いますと、過去三カ年間に、五十年度から五十二
年度まで開催実績のない審議会が十五ございま
す。その中で、たゞいまお話がございましたが、公務
員制度審議会や選挙制度審議会につきましては、
今後調査審議すべき基本問題が出てくるものが予
想されます。それから不服審査のための審査会、
審議会がかなりあるわけでございますが、こうい
うものは、たまたま案件がございませぬ、そ
ういう不服審査の仕組み自体は必要でございま
すので、存続をさせているわけでございます。関税
不服審査会でございますとか自動車損害賠償責任
再保険審査会、この間審査案件がございませぬ
けれども、機構自体は存置しておく必要があると
考えられたわけでございます。それから臨時大学問題
審議会につきましては、処理案件はなかつたわけ
でございまして、御承知のように、大学紛
争に関する制度と一体的に検討した方がいいので
はないかということで今回は見送っております。

そこで、この十五審議会の中で、廃止をいたす
ことで御提案申し上げておりますのが三審議会ご
ざいます。それから三審議会につきましては、統
合するわけでございます。その残りにつきましては、
は、ただいま申し上げましたような理由によりま
して今回の整理統合の対象にしていない、かよう
なことでございます。

○中川(秀)委員 私不服審査会は名前も挙げま
せんでした。それから基本問題をやる公務員制度
審議会あるいは選挙制度審議会については理解を
すると申し上げたのですが、それ以外のものにつ

いても、どうしてこれは対象にならなかつたのか
なという感じのものが若干ある。私は、三年間に
わたって開催ゼロという資料は持っておりません
が、兩年度にわたってゼロもしくは一、二回、そ
ういうものだけ拾い出してみたわけですけれど
も、きょうは余り時間ありませんから、これに
ついては、いま一度何らかの形で御説明を願いた
い、こう思っております。それをお願いしておき
ます。

それから今度の審議会整理法の中で幾つか問題
点を指摘いたしますが、たとえば廃止に伴う問題
点として、今度廃止が六審議会あるわけですが、
ども、労働基準監督官分限審議会、これは設置法
上は廃止するけれども、なお政令でいつでもこの
審議会設置ができるという措置をとることにして
います。それから連合国財産補償審査会もなお
政令で置くことができる、こうされていきます。
それから電気主任技術者資格審査会の廃止に伴
て、電気主任技術者資格審査委員を置くというこ
とになっている。完全な廃止というのには、うた
い文句にしてははずいぶん尾っぽが残つておるな
という感じが私はするわけです。連合国財産補償審
査会あるいは労働基準監督官分限審議会の場合
は、設置形式には若干問題があるのではないかと
いう気が私はするのです。設置法上は廃止するけ
れども、政令でいつでも正規の審議会等になり得
る、こういう感じがするわけです。法制上こうい
うのはどうなんだろうかという気がするのです。

審議会の設置形式というのは、各省設置法に根
拠を設けて、委員構成や定数等は政令で規定する
というやり方と、実体法でその根拠を設けて、あ
わせて同時に各審議会設置法が改めて付属機関とし
て規定する方法と二通りありますけれども、いづ
れにしても、その所掌事務と設置の根拠は法律で
規定されているわけですね。それが基本的な発想
ですね。ところが、この廃止される審議会のうち
の三つは完全な廃止でなくて、そのうちの連合国
財産補償審査会、労働基準監督官分限審議会の設
置形式はいつでも政令で審議会になる、こうして

いる。私は、随時政令だけで定めるとするのは国
民に対するカムフラージュではないかという気が
してならないのですけれども、御見解いかがでし
ょうか。

○辻政府委員 労働基準監督官分限審議会につ
きましては、御指摘のように常設の機関としては廃
止をいたしました。監督官を罷免するような事案
が生じた場合には、その都度設置するという
ことに改めるわけでございます。

それから国家行政組織法八条との関係につきま
しては、八条一項に法律の定めるところにより置
くと書いてございまして、これは必ずしも
何々審議会を設置するといふような形の、いわば
積極的規定に限定されるものではないのではない
か、設置の根拠が法律に規定されておれば足り
る趣旨であると私ども考えておるわけでございま
す。

それから連合国財産補償審査会につきま
しては、この審議会が活動する事態はほとんどないと
考えまして廃止するわけでございますけれども、
将来政令によりまして設置できる可能性を残しま
したのは、連合国財産補償の関係でポリビアとコ
ロンビアとルクセンブルクの三国につきまして
は、審査請求を行います理論的な可能性と申しま
すか、余地がまだ残つておるわけでございませ
ぬ、そういうことも考えまして、国際信託上の問
題と申しましうか、万一の場合には置けるよう
な形で対処することにしたわけでございま
す。

それから電気主任技術者資格審査会につ
きましても、お話のように試験委員を設けたわけで
ございますが、これは行政機構の簡素化というよう
な趣旨からまいりまして、審査会形式を廃止し
て、簡素化して試験委員形式に移行する、こうい
うことにした次第でございます。

とも各省設置法に審議会等の名称等が必ず規定されておるといふのがあるべき姿ではないか。政令や何やらでいずれも息を吹き返すというふうなやり方というのは、私は望ましい方法ではないと思ふ。こういうことがほとんどやられるようでは、私はやはり若干問題があるように感ずるのであります。なるべくそういうことがないように御注意を願いたい、こう思うわけでありませう。

それから統合等の問題も、御注意を願いたいという意味で若干の指摘をさせていただくわけですが、三十九審議会を統合して新たに十審議会を設置することにしておるわけですが、各種開発審議会十四を統合して国土審議会一つにまとめるというこの国土審議会にしましても、特別委員会を設けることができることになっておられますね。そして特別委員会の決議をもって国土審議会の決議ができることになっておるのですか、そういうことになると、実際は余り変わらないという感じも若干してきますね。形式的に十三審議会を廃止して、そして統合、私はこれが悪いと言つておるわけでは決してないんですが、特別委員会をどんどんつくと、特別委員がどんどんふえて、そしてその決議で審議会と同じ役割りを果たすということになると、結局いままでの審議会が特別委員会という名前になつただけで、同じになるではないかという感じもしないではない。これが第一点。

それから審議会等の設置形式ですけれども、中央精神衛生審議会、栄養審議会等が、現在はいずれもそれぞれ実体法で委員構成等が規定されておるわけですが、今度は公衆衛生審議会に統合される結果、同審議会の設置根拠のみが設置法で規定されて、委員構成は政令で規定されるということになるのですから、そういうことになると、できる限り法律で委員構成等も、こういう公衆衛生あるいはいろいろな食品公害等の問題も絡んで、あるいは精神衛生審議会にも微妙な問題、審議事項がたぶんあるわけですから、こういう委員構成も政令だけで一方的にできるということになるのが

果たしていいのかどうか、私は、これも若干問題があるのではないかと気がするのです。

その二点御見解を伺つて、いずれにしても私は、やり方、方向が全部悪いと言つておるわけじやありませんけれども、そういう問題が若干ある、そういうことはやはり気をつけていくべきではないかと考えているということも申し添えまして、御見解を聞きたいと思ひます。

○辻政府委員 国土開発の問題につきましては、申すまでもないことと申すけれども、一方におきまして全体の総合的な観点から見ることがあるわけがございます。それとともに、各種の、地域でございませうかそういう特殊性、個性にも着目する必要があるわけがございます。現在の体制でございませうと、何と申すか、相当縦割りの体制でございませうので、今回これを一つの審議会にまとめることにしたわけでございますけれども、そのことによりまして、特殊性、個別性を無視されるようなことであつてはならぬわけでございます。今、今回御提案申し上げておられますような特別委員会の形式が一番妥当ではなからうかというふうな判断したわけでございます。それから全体としての委員の数などもこれによりまして減りまして、簡素合理化されるわけでございます。

公衆衛生関係の審議会につきましてもおむね同様でございます。ただいま結核、伝染病、精神、栄養というふうに分かれておるわけでありませうが、これをもう少し広い見地と申すか、高い立場と申すか、公衆衛生全体の立場から総合的に検討する審議会の方がいいのではないかと、必要に応じて、結核、精神等につきましても、それぞれの部会において御審議をいたしたく、そういう体制の方がよろしいのではないかと考えたわけでございます。

なお、委員構成の細かい点を政令に譲つておる例はほかにもございますので、そういうことも勘案いたしました。今回の措置にいたしましたわけでございます。

○中川(秀)委員 繰り返しになりますけれども、二つまたは三つの審議会を一つにして、委員定数や構成は政令にゆだねる。そうすると、たとえば三つの審議会を一つにして、三つの部会をその一つの審議会の下に置く、そして各部会が委員定数等従前と全く同様だということにしますと、何のための審議会整理かということになってしまふ、もしそうだとするならば、だから、この点についても、政令でゆだねられておるところというのは若干問題があるといふまでも私は思つておるのでありますけれども、少なくとも今後、委員定数を政令でどういふふうにしたかということは一国会に報告していただきたい、こういうふうには思つておるのです。改めてその点だけお尋ねをしておきます。

○辻政府委員 委員の数が統合によりまして必ずしも減らない場合もあり得ると思つておるわけですが、その点につきましては、審議会の整理統合、委員の数の縮減あるいは経費の節減ばかりを目的としておるわけではございませんで、行政の簡素化あるいは能率化ということが大きな目標であるわけでございます。したがつて、先ほど申し上げましたように、統合することによりまして、より高い立場から総合的に御検討いただくことになるといふのは、それはそれとして一つのメリットであるというふうにお思つておるわけでございます。

なお、御指摘の点につきましては、適宜の方法によりましてその結果を御報告させていただきます。といたいたします。

○中川(秀)委員 ついでと申し上げては大変申しわけありませんが、一度こういう資料もおまとめ願つて、御説明を願いたいと思つておるのですが、この臨調答申の審議会改善方針、あるいは四十一年の政府の改善方針では、国会議員や政府職員を委員にしない、利害の対立する審議会では公益委員の数を過半数以上とする、一人で四つ以上の委員を兼務させない、任期十年を超えない、そういうようなことが柱になつておると思つておるのです。この改善方針と現実の状況がどういふふうになつておるのか、私は、一度管理庁において資料をおまとめ願つて御説明をいただけないものかと、こう思つておるのですが、これもひとつお願いをしておきたいと思ひます。

それとあわせて、行政監視委員会の委員長は、ちよつと確認をさせていただきますが、どなたなんでしょうか。

○加地政府委員 行政管理庁長官が委員長でございます。

○中川(秀)委員 今度の審議会整理法でも、大臣会長制の廃止あるいは次官等の会長制の廃止というものが、三つ審議会があります。かつて臨時行政調査会は、大臣会長制をとらずに、会長は当時三井銀行会長の佐藤喜一郎氏がおやりになりました。ところが、行政監視委員会になつてからは、つと大臣会長制が続いておるわけですが、大臣会長制をとるべきでないという考え方は、先ほどの臨調答申やあるいは四十一年の政府の審議会改善方針の中にも、基本原則としては盛り込まれておると私は記憶するのでありますが、そういう見地からいふと、むしろ行政監視委員会自身が大臣会長制を廃止するぐらいの意気込みでなければ、私は、各省庁に対してだつてそういう廃止というものは力強く行われたいと思つておるのですが、この点はいかがでしょうか。

○加地政府委員 現在の行政監視委員会は御指摘のように、臨時行政調査会の答申に基づきまして設置されたわけでございます。確かにその行政監視委員の性格をどうするかという点につきましては、臨調答申ではむしろ組織法の三条機動的な性格のものとして構成すべきである、こういう御答申でございました。現実にはその臨調答申の趣旨に沿ひましてでき上がった現在の監視委員会は、組織法上の性格から申しますと八条機関でございます。したがつて普通の審議会でございますが、委員長をだれにするかという問題で、現在のような行政管理庁長官が委員長を兼ねるといふふうに行行政監視委員会設置法で決まつたわけでございます。

そのときの考え方を私ども伺っております。御承知のように、行政監理委員会が何をやるかということですが、設置法の中に書いてございますように、行政制度あるいは行政運営の改善ということで、大きく行政改革を目標にした活動をなさるわけでございます。行政改革というのは、御承知のように、これは政府全体、各省を通じて問題でございます。そういった改革の議論というのは常に閣議の場で議論されること非常な多いのではないかと。したがって、国務大臣の行政管理庁長官が監理委員会の委員長を兼ねておられます。その監理委員の御意向を十分踏まえながら閣議の場でそういった監理委員の意向を反映させていく、逆にまた、閣議の席におけるいろいろな御意向も監理委員会の審議を通じて審議を進めていく、こういうことがベターではないかということで大田委員長制が決まったというふうな私ども伺っております。

○中川(秀)委員 勧告の場合は質が違いますけれども、答申を出す側が現実には受け取る側の人と同じ委員長であるということ、私は、これはどう議論してもやっぱりおかしい点がどうしても残ると思います。確かに、お話しのとおり閣議の席や政党内には各省庁への事前根回しというふうなことを考えてみますと、大田会長制は便利かもしれませんが、しかし、基本的に国会議員と役人は、原則として審議会の委員にすべきでない、こういう原則でやるんだ、こういうことになって、この審議会というものが議論をされてから久しいわけですから、そういうことを推進すべき行政管理庁の行政監理委員会が大田会長制をおとりになっているところ、私は、これはこれからの行政改革を考えた場合に、従前の程度のそれに対する認容度ではないという気がするのです。ひとつ大いに検討していただいて、前向きに大臣、勇断をふるっていただきたいと思います。御見解いかがですか。御自身でこのことについて言えというのは無理かもしれませんが、大臣ひとつ教えていただきたいと思います。

○加地政府委員 先生御承知のように、今回の審議会整理の中にも、審議会の大臣委員長制を具体的に廃止している例があるわけでございます。今回の審議会の大臣委員長制の整理の考え方は、その審議会なり委員会の答申なり勧告が、それを受けたその省なり庁だけで処理できるような場合には大田会長制をやめる、こういう一つの基準があるわけでございます。それに対して、先ほど申し上げましたように、監理委員会の委員長は、業務の性格上これは全庁に通ずる問題でございます。今回のそういう整理の考え方からいいますと、そういう趣旨のあれには合わないということでは見送ったようなわけでござい

○荒松國務大臣 ただいまの御質問で、いまお答えしたとおりでございます。ひとつよく研究してみましよう。

○中川(秀)委員 よろしく研究してみてください。

では、許認可整理法案についてお尋ねをいたします。今回の許認可整理法案は、五十三年度末に千二百四十項目、法律もございまして、それから政令、省令、通達での改正もございまして、千二百四十項目についてやる、こういうことでありますけれども、各省庁が所管をする許認可について、整理事項をまとめて行管庁が調整役となつて成案化したというやり方だと思つて、この方法による整理の進捗率というのは、確かにきわめて良好だと私は思つて、しかし翻つて、もつとさかのぼりまして昭和三十九年、臨時行政調査会の指摘した許認可整理事項、それから行政監理委員会が四十九年の十一月の六日に、「許認可等に関する改善方策」についての答申、これで指摘した事項、こういう事項の進捗率は、必ずしも私はいらないと思つて。

たとえば具体的に申し上げますが、臨調答申は三百七十九事項措置をしないといふ答申を出したんですけれども、現在まで措置したのは二百五十三事項、残っているのが百二十六で、今回十

一事項整理をいたしました。残り百十五事項、進捗率は七割であります。昭和三十九年から考えて七割、もう十四、五年たつたわけですね。それから行監答申の指摘事項は二百十九事項で、措置したのが百九、残っていたのが百十で、今回二十九事項整理をいたしますので、残りは八十一、この進捗率は六三%です。四十九年で四年たつて六三%の進捗率。さらにもう一つ言ふならば、これは西村前長官も大変よく熟読玩味なされたというので、私も大変敬意を表してしたのですけれども、昨年の七月に全国知事会がいろいろ地方分権の立場から許認可事項について意見書をまとめているわけですね。これでの指摘事項が四十九ございまして、内容を読みますと、これは許認可事項でないとかあるいは意見がはっきりしないというものが十事項ぐらひありますから、事実上許認可事項と言へるのは、知事会指摘意見の中で三十九事項あるのです。今回措置するものが八事項です。そうすると、三十一残っているわけ

です。そのうちには行政監理委員会が指摘したものが十一ございまして、ダブつておりますけれども、臨調で昭和三十九年に答申をしたその中で、許認可事項はこれだけ整理統合しないといふ中で、残っているものが合計百十五、今回の整理法案にも入っていない、残りというものが百十五、行監答申が八十一、知事会が、ダブりを除いて二十あるわけですね。合計二百十六意見が出されて、なおまだ手がついていないといふものが残っているわけですね。しかも、行政監理委員会の許認可に関する検討作業の経過を讀んでみますと、検討対象となつたのが全部で千二百二十二事項あつて、そのうちの九百八十一事項が、今後「意見要望等の方向で推進することにつき当面成案が得られない事項」なので、今後検討するのだといふことと、いまの数字から残された数字で、事項としては挙げられているわけですね。それらを合わせますと、全部で千九百九十七あるわけですね。意見が出たり検討されて、今後検討するのだといふだけであ

る。行政監理委員会が一応今後の検討対象として答申しなかつたものを除いても、ちよつと一方的なおしやべりになつて恐縮ですが、行監答申で措置すべきだとされて手がかからない、あるいは知事会でやっていたらいいという意見を強く出されていて手がかからないというものを各別に割つてみまして、そして今回措置したものを抜き出していろいろ行監答申プラス知事会でこれだけやってもらいたいという指摘事項、その改善率を今回の法案まで含めてパーセンテージでとってみますと、ワーストテンというのが出るのですよ。

これは私のつくつたものなんですけれども、順番を申し上げますと、公正取引委員会は三事項指摘をされて、自治省は改善事項が指摘されたのが五事項あつて、今回おやつていないといふので〇%、これはワーストワンですね。同率首位です。それから農林省が二十三事項指摘をされて、改善は今回の一つ、したがつて四%ですね。大蔵省は十三事項指摘をされて改善が今回の一つ、したがつて七%、これは第四位、悪い方の四位です。それから通産省は二十事項指摘をされて改善が今回の三、したがつて一五%です。法務省は十二事項指摘をされて改善が二から一七%。運輸省、十一事項指摘をされて改善事項が二で一八%。環境庁、九事項を指摘されて改善が二で二二%。建設省、十五事項指摘をされて改善が五で三三%。労働省は五つ指摘をされて、改善が二で四〇%。文部省、二つ指摘をされて、一つ改善をいたしますから五〇%、厚生省は大変成績優秀ですね。十九事項指摘をされて改善が十、したがつて五〇%以上と、こうなつてい

いろいろな役所でもこれだけ成績が違ふんですよ。そして比較的現業事業官庁の許認可の数がまだ改善をされていないという傾向が見られる。これは行政管理庁がおつくりになつたものじゃない、私がつくつたものですよ。しかし、数字は絶対に間違ひはない、全部拾ひ出してやつたんです。

から。こういうことでまだ多くの点が残されているわけなんです。各省に、私のところの成績が悪いのはこうです、ああですという御答弁をもらったら、一時間あつたって足りませんからいたしません、荒松長官、こういうふうには各省でも成績率がいろいろ違うんですが、いかが思われますか。

○佐倉政府委員 たいま先生から非常に詳細な数字を挙げられました御指摘がございました。許可の整理につきましては、私ども大体二つの方法をとっているわけでございます。一つは、臨調あるいは行政監理委員会、そういった第三者機関が各省庁に対して、こういう許可について整理したらどうかというのを提案する方法と、もう一つは、各省庁自主的に総点検をいたしまして、それで整理をしていく。取りまとめは私どもがやっているわけでございますけれども、そういう方法を織りまぜてやっているわけでございます。

それで先生御指摘のように、臨調あるいは行政監理委員会の指摘事項あるいは知事会の指摘事項、これについてなかなか全部が入ってこない、進捗率が悪いんじゃないかという御指摘でございます。これにつきましては、いろいろな理由が考えられるわけでございますけれども、たとえば先ほど申しました第三者機関がそれをやっていくという場合に、各省庁がなかなかやりにくい許認可まで全部指摘をしていくというようなことがございます。それで進捗率がちよつと悪くなるというようなことがございます。それに対しては、各省庁自主的に総点検してやってくるものにつきましては、進捗率はいいというような結果が出ておるわけでございます。

それで、たいま先生が御指摘になりましたような残りのものをどうするのかという点でございますけれども、これは千二百四十事項につきましては、五十三年度末までにそれを措置していくというふうな態度でいるわけでございますが、残りのものにつきましても、機会をとらえましてそれを整理していく方向に持っていくというふうに考えておるわけでございます。

を整理していく方向に持っていくというふうに考えておるわけでございます。

○中川委員 大臣にもぜひとも御答弁をいただきたいのですが、知事会の御意見は一つのお立場もありませんから省略をいたしますけれども、この行政監理委員会の答申というのは、大臣が委員長をやっている委員会に対してやったんですよ、答申したんですよ。大臣は当然これに対して、推進する一つの義務また使命がある。それすらまだ六三%なんです。しかも各省庁によると、厚生省あたりはほとんどやっているのに、全くやらないところもあるんですね。いろいろな状況はあるでしょうけれども、各省によっても成績がばらばらなんです。先ほど大臣会長制についても大いに研究してみたいとお話でしたけれども、もし大臣会長制のメリットが、大臣が会長であるがゆえに閣議でもあるいはそんならなんところでも十分根拠も押しもきくんだというところにあるんだしたら、大いにこれはやっていたらかなければ、会長制自身のメリットも、そのことについては先ほど議論したから触れませんが、ないということになってしまふ。いま事務当局の御答弁がありましたけれども、私は、これは大いに前向き検討して、機会をとらえてやっていたかなければならぬ問題だと思っております。大臣の御決意を聞きたいと思っております。

○荒松国務大臣 おっしゃるとおりでございます。鋭意努力いたしまして実行いたします。

○中川委員 あと十五分ぐらいありますから、時間の許す限り具体的な、残されている問題をやらせていただきますけれども、自治省と大蔵省にお尋ねをいたします。

地方債の許可ということについて、地方自治法第二百五十条、地方自治法施行令百七十四条で、「二百五十万円以上は、自治大臣と大蔵大臣が協議して自治大臣が許可する」ということになっていくわけですね。この「運営の実態」というのが、知事会の意見ではこうなっているのです。「政府資金だけでなく縁故資金についても、また、

一件五百万円未満のものについても、知事と財務部長が協議している。また、各市町村は県と財務部に重複申請し、財務部にも事業内容を詳細に説明している。また、年金積立金庫元庫資について都道府県を通じて厚生大臣にも写を提出することとなっている。このため、都道府県及び市町村とも起債申請に相当な事務手数と日数を要している。したがって「知事と財務部長との協議制度は廃止」をして「資金面の調整協議は国段階で十分である」。こういう意見が出ているわけなんです。これについては、五十二年十一月一日の参議院の地方行政委員会法制局長官真田さんが、市町村の起債は都道府県知事に許可権限があり、法的には大蔵省と協議する必要はないという見解を出されているわけです。

こういう問題が現在あって、このことについてはいろいろな御検討をされているというのでも漏れ聞かなくてすけれども、これらの積み残しの問題です。大蔵省、自治省、知事会の御意見というものをどう御見解を持っておって、そして同時にこれから具体的な方法としてどのような手をお打ちになろうとしているのか。私は、財政担当の大蔵省が率先してこういう行政改革、許認可整理というものに積極的に取り組むということが、大蔵省主計局がいつも言っておられる一つの財政需要を厳しくチェックするということの波及効果にもつながると思うのですが、両省の御見解をひとつお伺いしたいと思います。

○津田説明員 自治省からお答えいたします。いま先生のおっしゃいました点、多年の懸案でございますし、また現下の経済情勢におきまして、公共投資の円滑な推進をやらなければならぬ、こういうような状況でございますので、先般大蔵省と話し合いをいたしました。今後の地方債許認可手続につきまして次のように改善するといふふうに合意を見て、具体的な細目を決めてきたわけでございます。

一つの点は、いわゆる一件審査というものをなるべくなくして、枠配分方式をとろう。そういう

ことによりまして地域の実態に即した事業がやりやすいようにしようということで、この枠配分方式を拡大することでございます。

それから二番目は、先生御指摘の、特に問題となつておりました一般市町村分についての許可手続の簡素化でございます。内容といたしましては、補助裏債につきましては、補助金審査との重複審査を避けるために、これはもう思い切つて簡素化する。それから全額民間資金につきましても、これは融資段階というものは直接民間金融機関との関係でございますので、これも思い切つて簡素化することでございます。従来、いま先生も御指摘ございましたが、市町村が計画をいたしますと、都道府県に申請書を上げるだけではなくて、財務部、財務局の方にも申請書の写しをやる、そしてヒヤリング審査を受ける。他方、県と財務局でいろいろ調整をするというふうなことでございましたが、この補助裏債それから全額民間資金につきましては、市町村からは起債申請書の写しも財務部、財務局にはやらない、また審査も受けない。そのかわり都道府県が市町村から受けたものの概要というものを財務部、財務局に移す、こういうふうなことにしたわけでございます。従来行われておりました事前調整というものを廃止いたしましたし、具体的に今度は個々の市町村に地方債を許可する際におきましては、許可書の案を財務部、財務局に送付いたしまして、必要があれば財務部、財務局から意見を聞く、こういうふうなことでございます。

こういうふうなことにしまして、量的に申しますとなかなかむずかしいわけでございますが、五十一年度の実績から金額で推計いたしますと、一般市町村に対する地方債の半分程度がこの合理化の対象になる、かように考えておるわけでございます。このことによりまして、事務処理の簡素化あるいは迅速化ということだけでなく、さらに先ほど申しましたように、地域の実態に即した事業の円滑な遂行、計画的な遂行ということが可能になってくるかと存じます。

なお、自治省の問題と言ふよりもむしろ大蔵省の問題でございますが、具体的に政府資金の融資を受ける際の事務処理につきましては、思い切った事務負担の軽減を図るよう大蔵省で措置をしておるような状況でございます。

以上のような状況でございます。多年の懸案というものを解決した状況でございます。

○鈴木説明員 いま自治省から申し述べましたようなラインで大体の合意を見たわけでございませぬ。大蔵省といたしましては、大蔵大臣が単に資金運用部の資金の管理者という立場だけではなくて、財政資金あるいは民間資金を含めた総合的な資金の調整者であるという立場もございませぬ。繰上債資金について全面的に関与しないというわけにはまいりませんが、いまのようなきわめて簡易な方法でもってできる限りの簡素化を図ったというのが現状でございます。

そのほか、自治省から申し述べましたとおりでございます。

○中川委員 この問題だけでも本場に三十分ぐらいやりたいのでありますけれども、知事会の意見は、知事と財務部長との協議制度そのものを廃止してもらいたい、こういう意見なんですね。大蔵省、それは御存じですか。いまの改善のポイント、私は多年の懸案に対して大変前進であると思ひますけれども、この知事会の意見はそういう意見で来ているわけで、また法制局長官も法的には大蔵省と協議する必要はない、こういう答弁をしているわけで、これでいいというふうに思わずに、より大胆に、先ほど指摘をしましたような運営実態にあるわけですから、知事会の意見に沿ってできる限り努力をしてみたい、こう思ひます。意見だけ申し述べますが、現状でいいというふうに考えないでいただきたいということとあります。

それからもう一つ、大蔵省に「貸金業の届出」というのがありますね。これはやはり知事会の意見でございますが、これについては臨時行政調査会でも答申で意見が出ています。「貸金業者

に対する法規制は、反社会的行為の取締りとして行なわれるので、このような見地にたつとき、現在金融行政上有名無実となつて居る届出制は取締りの便宜上、国家公安委員会の所掌とすべきである。こういうふうな臨調答申、意見書ではなつて居るわけですが、私はこの点についても大蔵省、それから国家公安委員会の御意見も聞きたいと思ふのです。

ちなみに、この貸金業の届出についての実態を簡単に申しますと、「貸金業者が、その業を開始（変更、休止、廃止、再開等を含む）したときは、大蔵大臣に届出なければならぬ」とされて居るが、業者からの届出の受理、報告の徴収、立入調査の権限は知事に委任されている。「届出制につき、その運営の実態把握は、困難である。」これが「運営の実態」です。そこで、知事会の意見は、「現行の知事に対する委任の範囲では、実態的な指導監督は不可能なもので、「事前届出制」「届出時の不適格者の排除」「悪質者に対する営業停止の強化」等の「規制の強化」について法改正を行つてほしい。「金利の上限の引下げ 高利によるトラブルが多いので金利の上限に検討を加え」てほしい。「貸金業者の自主規制を助長するため、庶民金融業協会の法的助成と業者の加入促進措置を更に強化する。」この三点についてしてもらいたい、こういう意見が出て居るわけですが。

公安委員会の方はこの臨調答申の意見に対してどういう御見解を持っているのか。それから、大蔵省は知事会の意見についてどうお考えになつて居るのか、これからどうなさろうとして居るのか。知事会の意見はもつとだという点が多いわけでありまして、私はぜひともやるべきだという見地でお尋ねをして居るわけですが、御見解を賜りたいと思ひます。

○柳館説明員 ただいま御指摘の点につきまして、現在、関係省庁、六省庁でございませぬけれども、これが連絡協議会を設けて検討をいたしておるところでございます。

昭和三十三年四月二十五日

も承知いたしております。また、知事会の方からお申し越しの欠格事由を設けるあるいは行政処分を行う等々といったようなことは、私も必要と必要措置であると考えております。ただ、この貸金業に対する監督行政といふものはいろいろ問題はあるだろうと思ひますけれども、現在の世論その他を全般的に判断いたしますと、私どもの見解としては、第一次的には金融行政の一環として検討していくのが適当なものでないかどうかと考へておる次第でございます。

○吉居説明員 ただいま御指摘がありました貸金業者に対する規制の強化等についてでございますけれども、サラ金を含む貸金業者に關しますいはゆる社会問題と申しますのは、高金利の問題あるいは暴力的な取り立て問題といったような反社会的な行為が主たるものでございませぬ。したがいまして、このような行為から消費者を保護するといふことのために、かつまた社会秩序を維持するといふことのために、さらに取り締まりをもっと強化する必要があると申すことは言うまでもないことと申すことができます。しかしながら、たゞいまもお話がありましたように、サラリーマン金融を合

わ貸金業者の問題というのは、利用者の保護であるとか犯罪の防止、さらには庶民金融業のあり方といったいろいろな多岐にわたる問題を実は秘めておられます。したがいまして、こういうふうな見地から高金利の処罰をどうするか、あるいは取り締まり上の問題をどうするか、さらには行政上の処理能力をどう考えるかといったいろいろな問題を総合的に実は考へていかなければならないという複雑な問題がございます。

そこで、こういうふうな趣旨から、実は昨年九月にこの貸金業問題について関係六省庁の間で協議、連絡の場が実は設けられまして、自後九回にわたつていま勉強中でございます。このような勉強の結果、法改正の問題も含めまして、いま御指摘にありましたようないろいろな問題について検討していきたい、こう思つて居るわけでございます。

さらにも、この検討を進める上からも、実は貸金業の実態を把握するということが必要であるということと、近く貸金業の実態調査を行うということも実は考へております。

○中川委員 知事会の意見は、要するに機関委任事務として知事にやらせる以上はちゃんと法改正をして、そして委譲すべきだ、こういう意見なわけですね。こういう意見があるということ、もう読んでおられると思ひますけれども、いまの御答申では何かポイントがずれたような御答弁ですが、ひとつ大事な問題ですから、関係省庁よく検討して改善を図つてもらいたい。現状では非常に問題を含んでいるということは、いまの御答申のとおりです。ひとつぜひとも検討していただきたいと思ひます。

もう時間ありませんので、最後の一つだけ申し上げますけれども、農林省、この行政監理委員会の答申の中で、米飯提供業者の登録、これはもう要らないのではないかと、廃止しないという意見が出て居るのです。理由は、「米飯提供業者の登録は励行されていらないため、その実態はあくざれておらず、業者に対する指導、監督も特に行われていないこと、業務用米の割当では業者の実際の取扱数量と全くかけ離れていること、外食券制度は既に廃止されており登録の意義は失なわれていると思はれること、更に、業者が購入する米穀の数量は、販売業者の段階において、はあく可能と考へられること等から、今後における食糧自給の動向を勘案しつつ、米穀管理上必要が生じた場合は」発効させることとあるとしても、この制度の効力は停止すべきである、こういうふうな答申は出て居る。最後のお尋ねですから簡潔に御答弁願ひますが、米飯提供業者は全国で幾つあるのですか。また登録業者は幾つあるのですか。実態をつかんでいらつしやるのですか。もし実態をつかんでいないのだったらこの食糧管理法施行令第五條の四第一項、米飯提供業者の登録という意義は全くない、こういうふうな思はれる。私は行政監理委員会の答申は全くもつとだと思ふ。この点に

ついてお尋ねをして、あとは詳しいお尋ねはやめます。

○野明説明員 お答え申し上げます。

御承知のように、米の問題に關しましては、ただいま食糧法のもとにおきまして配給制度をとつておるわけでございます。そのもとにおきまして、一般家庭に対しまして米の配給と並びまして、業務用として米飯が提供される場合に、そういう問題についても適正にかつ安定的に供給されるようにするという趣旨で登録制度をとつており、かつそれに対する業務用の購入通帳の交付というふうなものを通じて米の供給を行つておるわけでございます。

先生御質問の、数が幾つあるかという点でございますが、現在登録を受けておりますのは約十五万件でございます。登録を受けておる率というのは、米飯を提供しておる店の数というのは多々ございまして、必ずしも全体をカバーしておるというわけではございませんが、やはり現在の配給制度のもとにおいて、かような登録並びに業務用の購入通帳を交付して米の供給を行つていくというふうなシステムというのは、やはり存置していくことが必要ではなからうかというふうに考へておるわけでございます。

○中川(秀)委員 業者に対する指導監督も特に行われていない、あるいは登録業者が全体の提供業者の何%かも不明である。不明であるというのはいまの御答弁に出ましたね。それから、もう細かいお尋ねはしません、業務用米の割り当てと業者の実際の取り扱ひ数量、これがどのような状態になつておるのかということも恐らくおわかりになつてはいるのではないかと申す。私は確かに登録というものは余り意味がない、こう思うのです。ひとつ大いに研究してもらいたいと思ふ。これは答申に出てるのですから、検討してもらいたいと思ふ。答申が出ていふことになるのですよ。ただ、いままでのお役所の許認可権限だけは絶対に譲らないというだけの発想では、これから時代には合わない。ひとつお願いを申し上げます。

おきます。

お願いすることはまだほかにまずいふんある。厚生省、大分元気でがんばつていただいているのですけれども、事項名だけ申し上げますが、食品衛生法の十一條の製造所固有の記号の届け出、こんなもの一般消費者はわからぬですわ。ちつともわからない。こういう表示は廃止してほしいというのを知事会の意見で出ている。届け出を廃止してほしいというのを知事会の意見で出ている。乳等の容器包装の例外承認の進達、これも廃止してほしいという意見が出ています。

監理委員会からは社会福祉法人の定款の認可、保険医療機関または保険薬局の指定、保険医または保険薬剤師の登録、それから健康保険法に基づいて指定のあったときは自動的に原爆被爆者医療等に関する指定、結核予防法の指定、生活保護法の指定、この三法による医療は担当できるようにすべきであるという意見も出ている。こういうことも大いに研究してもらいたいと思ひます。

それから、行監のだけ言ひましようか。通産省では電気工事士試験、行政監理委員会からはこの改善についての意見が出ています。あるいは高圧ガス製造許可の点について、監理委員会からも知事会からも出ている。

建設省関係では、貸家組合法が今回の法律で廃止されているわけですが、地代家賃統制令も法律として効力は有していますけれども、昭和二十四、五年以前に建てた借地借家だけを対象にしているにすぎないので、一定の猶予期間を置いて同令の効力を失わせることにすべきではないかという改善意見が四項目にわたつて出ていますね。これを廃止するとどういふ弊害があるのかというところが私はよくわからない。今後の問題としてこれも大いに前向きに取り組んでいくべきだと思ひます。

それから建築基準法の関係でも、建築確認等「人口十萬未満の市でも確認業務を行つて」ところがある反面、人口十五萬以上二十五萬未満の市で任意特定行政庁となつていないところが約半

数近くみられる。こういうことも大いに改善をして、特定行政庁の一層の拡大を図るよう措置しなさいという意見が出ていますね。こういうことも大いに検討していくべきだと思ふのであります。

時間が来ましたからやめますが、あえて細かい御答弁は求めませんけれども、大臣、許認可千二百四十項目目だつたと思ひますが、大変な御努力はいただいたけれども、監理委員会や知事会やあるいは臨調答申でもかなりの数が残されていますし、改善対象として最初行政監理委員会が検討したものをいれれば、ほぼ同数の意見があつてまだ措置せざるものがある。これもひとつ大いに本格的に取り組んでいただかなければならない、こう思ふのであります。いろいろな事情はあるでしょう。しかし、それを一つ一つ補えるところは補いながらでも、統合をしたり廃止をしたり緩和をしたりしないといけません。意見が出てから十五年たつてはいるものもかなりたくさんあるわけでございます。ひとつ最後まで御努力を願うことを特別にお願いをしたいと思います。御決意をお伺ひして、私のお尋ねを終わります。

○荒松国務大臣 大変多くの御指摘をいただきましたが、鋭意努力いたしまして、改善すべきものは速やかに改善するよう努力いたします。ありがとうございます。

○中川(秀)委員 終わります。

○始開委員長 午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十分休憩

午後一時五十四分開議

○小宮山委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。上原康助君。

○上原委員 午前中にも、あるいはせんだつての委員会でも、いま提案をされております審議会等の整理等に関する法律案と、許可、認可等の整理

に關する法律案について、いろいろお尋ねがあつたと思ふのですが、若干重複する面もあるいはあろうかと思ふのですが、私は私の立場でお尋ねをさせていただきますと思ひます。

最初に長官の方にお尋ねをいたしますが、午前中、行政改革に對しての長官のある程度の所信と申すか、御見解と申すか、承つたのですが、大物大臣という立場で、相当行政改革に筋を通した意欲的な姿勢をお示しになるかと私は期待しておつたのですが、十分は聞けませんでしたが、相当慎重な態度をおとりになることはわからぬわけでもありませんし、いろいろ理解のできない点もないわけではありませんが、行政改革に對する行政管理庁の姿勢というものが余りにも周囲の動きだけを追つておるような感じを率直に受けておるわけですね。もちろんこの行政改革については、いろいろ関係者からの反対意見、あるいはまた国民的立場で要求というものもあつて、容易でないということも私は理解している者の一人と思ふのですが、今後行政改革について、どのような基本的姿勢で進めていかれるようとしておられるのか、すでにいろいろと答申案なども出ておるものを合せて、今後の所信というものを、まず承つておきたいと思ひます。

○荒松国務大臣 お答えをいたします。

上原さんの御質問、大変広範でありまして、お答えするにもなかなかかむずかしいと思つておりますが、ただ、いま御発言中にもありましたとおり、行政改革は、何としても国民のために行政のコストダウンをしなければならぬ、税金のむだ遣いをなくさなければならぬ、これが根本方針でございます。しかし、よく申し上げますが、総論では賛成で、各論になりますと反対になる。やもすると、各方面で、おれの方のこの役所は切つちや困る、おれの方は減らしちや困るというふうな意見も大変多いのでございます。しかし、そういうことはありまして、やらなければならぬことは断固として行つ、こういう方針で一生懸命やっております。

らしいの減少になるわけでございます。もっとも國士審議会の統合の施行が本年度後半にずれず、直ちに予算面の経費の節約にはなっていないわけでございますけれども、少なくともコストの減にはなるわけでございます。

もっとも、先ほど御指摘のございましたように、これによって浮きます経費は比較的小額な経費でございますが、審議会の統合の目的は、先ほど申し上げましたように、コストの節減もございまして、それよりは、今回御提案申し上げております全体の審議会、そしてその一部としての特別委員会という組み合わせの方が総合性、個別性あるいは特殊性を合わせて御審議をいただいで、国土開発を総合的に、しかも個別の事情に配慮して進めるのに適當ではないかと考えたからでございます。先ほど国土庁からも御答弁申し上げましたように、それぞれの地方あるいは地帯の特殊性につきましては、今後の調査審議の段階におきまして十分反映するように配慮してまいります。

○上原委員 後ほどこの件についてはさらに深くていただくと、どうもまだ納得し兼ねる面もありませんが、指摘したことについては十分地域性なりその特殊な性質を持つておる現在ある審議会の目的、役割りというものが失われぬように、特段の御配慮をいただきたいと思っております。

そこで、さつき御答弁がありました、補助金問題で若干お尋ねをしておきたいと思っております。これはさきよはちよつと間に合いませんので、実例を挙げかねるのが残念なんです、後ほどの審議で少し地方自治体における実態をつかんで議論した方がよりわかりやすいと思っております、先ほど大臣御答弁あったのですが、補助金事務手続の簡素化問題は、指摘をするまでもなく、もっと書類上の面、手続面ですね、あるいは期間をスピードデーターにしていくということ、事務的書類様式等を簡素化してもらいたいというの、これは関係者の強い要望だったと思うのです。ようやく今回この点が指摘をされているわけですが、たとえ

ば五十三年の四月の行政監理委員会が出している答申の八ページ、ここにも「事前協議のための提出書類の簡素化」ということである。述べておるわけですが、この後段の方に、「行政管理局の調査結果（以下「調査結果」という。）によると、一部省庁の補助金の中には、事前協議の際に提出する書類を十数部も要求し、その結果、ある県では二千五百枚近くにも達する膨大なものとなっているもの、あるいは予算概算要求時（前年度五月～六月ごろ）と実行計画提出時（前年度一月～二月ごろ）に同一内容の書類を提出させ、更に交付申請時にも同一書類を提出させている事例等もみられる。」以下、どういふ種類の紙を使いなさいとか、あるいは図面を添付する場合はこういふものを用いという規格を定めてあるわけですね。これは余りにも事務効率をいいますか、補助金問題は私は功を奏しないと思っております。したがって、もう補助金よりも、それに要した人件費なり紙代が高つくつたという笑えない話も実際問題として出ているわけですよ。これを本当に今後合理化していくにはどう考えておられるのか。ただ、答申をいただいでやるということではなく、これを実施しなければいかぬわけですね。

また、大蔵省も来ておられると思っておりますが、確かに国民の税金を十分チェックして補助金を支出するというのはまたあたりまえの話です。しかし、お役人の中にはどうも国民の税金を自分のお金みたいにもつたいをつけている、まあ悪い意味で言うと言僚カラーを出すというふうなことでやっているのじゃないか、こういう残滓が私はいまの役所の中の仕事にあると思っております。国は国でそれをやっている。地方へ行くと県庁なりで中間官僚、役人になってしまつて補助金を出すのにもつたいをつける。私はこれが今日、国民の側からすると一番改善すべき点だと思つております。こういう面は具体的にどうなすかといふか、この二千五百枚以上の紙を使つた県もあつたといふのは一体どの県だったのか、できればこの点も明らかにしていただいで、これに對し

て具体的にどういふ措置をとろうとしているか、この際明確にいただきたいと思つております。

○佐倉政府委員 ただいま先生から御指摘のありましたように、行政監理委員会の答申の中できな具体的事柄を提示していただいでいるわけでございますが、これにつきましては、いまお話をいたしましたように、提出書類の簡素化あるいは交付決定等の各段階における迅速化、この辺が非常にポイントだろうと考えているわけでございます。

それで、いま先生御指摘の問題は、こういう措置をこの際若干とつても、またそれが後戻りしてしまふのではないかと、またそれが調査しましたのでございませぬけれども、私どもが調査しましたのは、たかさんの補助金のうちのごくわずかでございませぬので、これをものとしまして、各省庁において総点検をしていただくと、各省庁にお願いするわけでございます。それで総点検をお願いしまして、各補助金について補助金の事務手続、そういう予定表等を作成して進行管理をやつていくという仕組みを考えなくてはならないのではないだろうかといふことを考えて、これから各省にお願ひしようと思つております。

○上原委員 お願いをしていろいろやるということですが、具体的に私がお尋ねしたのは、ここに述べられている、事前協議の際に提出書類を十数部も要求されている、あるいはその結果、ある県では二千五百枚近くにも達する膨大なものをつくらせている、こういうのは具体的にどういふことなのか、またどういふ省がこういうことをさせておられるのか、それを明らかにしたいのじゃないですか。

○佐倉政府委員 ここに掲げました十数部というのは、労働省の補助金の一つでございます。

○上原委員 補助金の一番多いところは厚生省、農林省、文部省、ワーストスリー、林ベストスリーかわかりませんが、大体こういうところですね。私は補助金をばつさり切れということを言つていふわけじゃないのですよ。これは当然いまの行政の仕組みあるいは財政の仕組みで支出をしなけれ

ばいけない面もありますが、こういったむだな事務手続をさせておつてもつたいをつけているとか、いろいろな長いしきたりが慣例化しているところに問題がある、そういう面をまず抜本的に手がけてやるべきだと思つております。大臣、こういう面は積極的にやりなすね。

○荒松國務大臣 おっしゃるとおりでございます。私も実は説明を聞いて、たとえば町村から出てくるのが県庁へ行つて、それからまた各役所へ来て何百ページも使うようなむだなこと、そうしてそのむだなことをやつていふために、補助金をもらうのにも時間が容易ではない。これはもう本當にとんでもないことだ、こう思つております。こういう何枚も何回も書類を書かなくては補助金がもらえないというふうなことは、これはもう政治ではないと思つていませぬから、具体的には局長から説明をさせますが、思い切つて簡素化する、簡単にできるようにする。いわばわれわれの言葉で言えば、魚も生きのいいうらなら刺身で食える。それがぐずぐずしていれば焼いても臭くなる。今度はどこへも捨て場所がない。同じ魚でも早くできれば刺身で食える、これは本當に思つて、早くしていただいで、これは本當に思つて切つた、いままで考えないような思つ切つた簡素化をしなければならぬ、私はこういう決心しております。紙ばかりじゃない、人間のむだです。これは私は、各町村から始めて県庁から役所など、一体どのくらいだと言つたら、十二、三万人もそういうものを年じゅう書いている人がいる。金額にしたら百億や二百億じゃない、恐らく何千億になるのではないと思つております。これは思つ切つた合理化をいたします。

○上原委員 いいですよ、そのお考えは私もとします。ただ、私が言う言うからといって、じゃそういう仕事をやつていふ人まで含めて切つていいと言つたじゃない。それは誤解していただいで困る。そういうことを簡素化することによつて、週休二日制の問題も時間短縮もあるいは雇用の面のことも、もっとよくしていただけるのではない

第一類第一号 内閣委員会議録第十五号 昭和五十三年四月二十五日

か、それは前向きな立場でお考えになっていただきたい。

そこで大蔵省、金を出すのは大蔵なんで、大蔵が一番うるさいからどうしようもないという意見が強いわけですが。この概算要求のころから、あるいはまた省庁交渉、大蔵交渉、そういう段階で二重三重に同じものをつくっていった。したがって、いま大臣から御答弁あったのですが、もちろん原則は守らねばいかぬし、筋は通さなければいけません。もう少しそういう面も、大蔵自体も各省庁とお話し合いをする、予算の交渉をなさる場合に簡素化するよう、むしろ大蔵あたりが督促をしたらどうかと思うが、この件についての大蔵の御見解をちようだいでおきたいと思うのです。

公文説明員 先生御指摘の補助金の事務手続の簡素合理化の問題でございますが、私もやはり補助金そのものの整理合理化とあわせて、事務手続の簡素合理化についても積極的に推進すべきものであると考えております。いままでも各省庁ともども努力をしております。たまたま今度行政監視委員会の方で答申も出ました。それを踏まえますと、これは行政手続の簡素化の問題でございますので、行政管理庁が中心になろうかと思っております。行政管理庁の方で具体的な方策についてお進めになることを聞いております。それにつきましては私どもも協力をお願いいたします。この問題は前向きに対処していきたいというふうに考えております。

上原委員 ひとつさういってさう着手できる面、あるいは地方自治体なり関係者が非常に期待をされている面の簡素化というものを早急に実行をしていただきたいと思っております。私もこういうことは余りわかりませんが、五十三年度の予算を見ましても、三十四兆二千九百五十億のうち、何と補助金等と名のつくのは十一兆三千二百九十九億、三三％は補助金なんですよ。だから政府がこの権力を握ってぐいぐい言うのも無理ないと思われる。しかし、それをうまく

コントロールする、今日の行政機構の中で、もったい意味で民主化する、こうやっていかなければいかぬと思うのです。ですから、御答弁ありましたが、特に遠方の自治体なりは大変だと思っております。この東京近隣の府県じゃない、たとえば沖縄とか北海道とか四国、九州あたりは、飛行機に乗ったり電車で乗ったりして補助金もらいに、予算どきのあの陳情合戦というのをまでするだけなくして、このことはぜひやっていただきたいし、こういうことについては、私は筋が通れば与野党一致すると思うのです。これを要望しておきたい。中身をなくしてという主張ではありませんが……

時間の関係もありますから次に進みますが、労働関係も若干問題があるわけですね。これについては後ほど梅野先生の方からいろいろお尋ねをしたいと思いますので、私は問題点だけ指摘をしておきたいのです。今度の整理統合の法案の中に、いわゆる労働基準監督官分限審議会の廃止が出されているわけですが、御承知のようにこの労働基準監督官分限審議会の廃止については、昭和四十六年の十一月、第六十七国会にも労働省設置法の一部改正で提案をされた経緯があるわけですね、多くを指摘をされても、結局修正可決になっているわけですね。今回また同じくこれを提出しているということ、国会の意思として一修正されたもの、もちろんそれは一遍通ったから未来永劫に変わってはならぬということには私ははならないと思っております。この基準監督官分限審議会は、今日まで開催された経緯がない、あるいは有名無実的な存在になっているというところで今回もお出しになっているように思います。後ほどどういふ議論があると思っております。この点も問題があるということも指摘をしておきたいと思うのです。われわれとしては納得しかねる。この審議会というものは、あくまで単独審議会として存置をさせるべきだと思っております。これは梅野先生が担当してなさるといふことでは

から、私はその点を指摘をしておきたいと思うのです。もう一点は、駐留軍関係離職者対策審議会、これは私はせんだって社労の方でも臨議法の延長問題のときに労働大臣なりにもいろいろお尋ねをいたしました。関係者の方々の意向を聞いても駐留軍関係離職者対策審議会を中央職業安定審議会に統合することに反対ではないということですが、この問題については事後対策をぜひ十分やっていただきたいと改めて要望を申し上げておきたいわけですね。同時に、このことについてはせんだっていろいろお尋ね申しましたが、五十二年三月十五日に駐留軍関係離職者対策審議会会長の今井先生から「駐留軍関係離職者対策の調査審議について」ということで、要望書が労働大臣に出されていると思うのです。

今回の行政改革により審議会が中央職業安定審議会に統合される予定となっているが、統合された後の中央職業安定審議会において、駐留軍関係離職者対策の円滑な調査審議が行われるよう下記事項について特段のご配慮を要望致します。

- 一 中央職業安定審議会に駐留軍関係離職者対策に關し必要な調査研究を行う専門部会を新たに設置すること。
 - 二 一の専門部会の委員の選任に当つては、駐留軍関係離職者が沖縄県において多発している実情にかんがみ、沖縄の雇用失業問題に精通した者を含めるようにすること。
- この二点が主に意見書として出されているわけですが、これに対してどのように取り扱っておられるのか。また今後、この中央職業安定審議会に統合されることによつて基地労働者等の問題については、政府としてあるいは労働省としてはどのような方針をいわれますか。この点の基本的考え方といふ方が方途を明確にしておいていただかないと、この中央職業安定審議会に埋没されたいかぬと思っております。この点改めて御

答弁をいただいております。○鹿野説明員 駐留軍関係の離職者対策につきましては、現在二万二千人を超える軍関係の労働者がおられますし、またその労働者の中から今後とも多くの方々の離職の発生が見込まれるという状態に加えまして、現実には八千人以上の方々が現在安定所の窓口でまだ求職活動をいたしているような状況でございます。したがって、先生御指摘のとおり、本年五月十七日に期限が切れます駐留軍関係離職者臨時措置法の延長を内容とする同法の改正案を今国会に提出いたしまして、先般これを御可決いただいたところでございます。

最近におきます雇用失業情勢というのは非常に厳しいものがござります。その中でこれら軍関係の離職者対策を進めるに当たりましては、先ほど申し上げました駐留軍関係離職者臨時措置法に基づく対策にあわせまして、さらに幅の広い雇用援護対策というものを加えていく必要があるのではないかとこのように考えているところでござります。そういう意味合いにおきまして、今般中央職業安定審議会にこの離職者対策審議会が統合されました。より幅の広い角度から駐留軍関係の離職者対策が審議されることにつきましては、先ほど申し上げましたような臨時措置法に基づく以外の援護措置も含めて実施を図っていかねばならないという事情から、私ども大いに期待をいたしておるところでございます。

しかしながら、駐留軍関係の離職者問題につきましては、いろいろ特殊な問題も有しているところでございます。したがって、中央職業安定審議会の中に、これら駐留軍関係者対策として入った専門的な見識を有する方々を委員として入ったこと、またさらに駐留軍関係の離職者が沖縄県において多発発生していることから、沖縄県の雇用失業問題に精通している方々にも委員として入っていただく。そういうような形で専門部会を設置していただくというふうに考えているところでございます。これら専門部会の調査活動あるいは審議活動を通じて、駐留軍関係者対

策の円滑な推進に努めさせていただきます。よろしいです、後で。現在の数はたしか三千百三十人。これはいつの時点か、五十三年度の監督官定数となっておりますが、北海道から沖縄までい

○上原委員 そうしますと、この三月十五日に労働大臣に駐留軍関係離職者対策審議会会長から要望書として出されている内容を十分取り入れ、かつそれを含めて、従前とってきた駐留軍離職者対策が後退しないように、また専門部会の委員には沖繩側の駐留軍問題、離職者問題に精通した委員を含めるということをお約束できますね。

○鹿野説明員 先生御指摘のとおり実施できま

すように、十分中央職業安定審議会の会長とも相談をしまりたいたと思っております。

○上原委員 ぜひそうしていただきたいと思いま

す。それから労働基準監督官の問題についてさっき私が申し上げたように、四十六年に単独で設置法改正をお出しになって、修正をされたことは労働省認めますね。

○辻政府委員 四十六年に御提案申し上げた際には、労働基準監督官分限審議を廃止いたしました

は、その事務は中央労働基準審議会に行わせるという案だったわけですが、今回御提案申し上げておられますが、御承知のように常設の審議会としては整理をいたしますが、万一監督官を罷免すべきような事案が生じた場合にはその都度設置するというのでございますので、四十六年に御提案申し上げたのとは内容が違わうわけでございます。

〔小宮山委員長代理退席、委員長着席〕

○上原委員 いや、内容は違いますが、当時は修正されたことはお認めになりますねと聞いてお

る。

○辻政府委員 それはそのとおりでございます

で、政府で御提案申し上げたことにはならなかつたわけでございます。十分承知いたしてお

す。

○上原委員 それと、労働基準監督官の現在の数

と、過去五年間にどのくらい増員になったか、ちよ

つと念のためにいま御答弁いただけますか。――

よろしいです、後で。現在の数はたしか三千百三十人。これはいつの時点か、五十三年度の監督官定数となっておりますが、北海道から沖縄までい

○辻政府委員 労働基準監督官の数は、五十三年

度で三千百三十名でございます。五十二年

比べまして三十名の増ということになっておりま

す。

毎年どのくらいふやしているかと申しますと、

五十三年度が、ただいま申しましたようにプラス

三十、五十二年度、同様にプラス三十、五十一年

度、同じくプラス三十、五十年同様にプラス三十、

四十九年度も三十でございますので、この五年間では百五十人増ということになっておりま

す。

○上原委員 これも議論のあるところで、当時四

十六年段階で、たしか労働大臣は原さんだったと

思うのですが、向こう五年間に一千名ぐらふや

すということをお答弁なさっておるわけですね、労働

基準監督官の面で。もちろん、おっしゃると

おりのことは、残念ながら大臣の答弁いかげん

な面もありますので、期待できませんがね。五カ

年で百五十人というのは、千名とは余りにもか

離れているという点も、後ほど議論あるかと思

うので、指摘をしておきたいと思っております。

そこで、時間の都合もありますから、次に進み

ます。

次は厚生省の関係なんです、どうもこれがわ

れわれとしては、なかなか今回の提出されたもの

に賛成しかねる一つの事由にもなっておるわけ

ですが、御承知のように、今回の整理統合法案の中

で、厚生省関係についても四つの審議を公衆衛

生審議会に統一をするという案が出ておるわけ

ですが、これも指摘をするまでもなく、たしか四十

八年の本委員会では修正可決になっておるわけなん

です。この四十八年の七月六日の委員会で原案が

修正になっておって、当時も御承知のように、中

央精神衛生審議会、栄養審議会、結核予防審議会

及び伝染病予防調査会を廃止、公衆衛生審議会に

統合するということが出されておるわけですね。われわれも当初から、当時も問題があるというこ

とで反対をいたしましたし、この修正案の趣旨説

明を讀んでみますと、こういうふうになっており

ます。

原案では、中央精神衛生審議会、栄養審議会、

結核予防審議会及び伝染病予防調査会を廃止

し、新たに公衆衛生審議会を設置することとし

ておるのでありますが、これら各審議会の分野、

個別の疾病に対応して設けられているものであ

りまして、さらにその対策を推進していくため

には、ますます整備拡充を行なっていくことが

必要であり、単なる統合は適当でないと考えら

れますので、これらの審議会等の廃止統合に関

する規定を削ることになります。

このこと、全会一致だったと思うのですが、

削除されて、原案修正で通っているいきさつがあ

るわけですね。

〔委員長退席、小宮山委員長代理着席〕

今回また同じように、この中央精神衛生審議

会、栄養審議会、結核予防審議会、伝染病予防調

査会を公衆衛生審議会に統合しようとしてい

る。もちろん、これまでの御説明をいろいろ聞い

てみますと、大分状況の変化もあって、統合して

も十分対応しているから問題はないという御説

明でしたが、どうも、公衆衛生審議会にこの中央

精神衛生審議会があるのは栄養審議会を統合する

というには無理があるんじゃないかと思つて、結

核予防審議会と伝染病予防調査会を統合するとい

うならまだ話はわかるわけですね、若干性格は似

てくる。したがってわれわれとしては、これは中

央精神衛生審議会なり栄養審議会というものは独

自審議会として存置をせしめるべきだ。その理由

は、いろいろ御説明はありますけれども、やはり

今日の社会環境、いろいろな生活環境からして、

精神衛生問題というのは最も重視をされなければ

いけない一つの医療行政といえます。社会政策

の意味で、なげいまの段階で無理をして、公衆衛生

というこの大枠に統合しようとしているのかとい

う疑問が依然として残っている。

同時にまた、栄養審議会の問題にいたしまして

も、最近ではむしろ栄養はとり過ぎだとかいう御

意見もあるようですが、であればこそ、国民の健

康づくりあるいは体力づくりという面からして

も、健康づくり、体力づくりをやるための栄養の

摂取はどうあらねばいかないかということ、こ

の栄養審議会をもっと活用して、低学年から中、

高、あるいは青年とか壮年とか老人対策を含めて

やるべきなのが本来の厚生省の姿勢でなければい

かないと私は思うのです。なぜこれを無理して

統合なさるのか、ここを改めて御見解を聞きたい

と思つておるのです。

○辻政府委員 四十八年の経過につきましては御

指摘のとおりでございます。しかも、私どもも十分承

知をいたしております。しかし、ただいまお話を

いたしましたように、近年におきます人口の老齡化

と申しますか、精神病の増加と申しますか、そ

ういふものでかなり様子が違つてきておりますし、

またいろいろ新しい行政上の施策も進められて

おるようでございます。そういう状況でございま

す、現在のような疾病ごと、あるいは事項ご

との縦割りの審議会では必ずしも十分対応でき

ない問題も生じてくるわけでございますので、こ

の際公衆衛生全般にわたりますので総合的な観点

から御審議をいたされた方がよろしいのではない

か、このように思つたわけでございます。

確かに、お話しのように伝染病予防、結核対策、

精神病、精神衛生でございまして、それから栄

養、それぞれ違つた分野ではあるわけございま

対します医療が何と申しますか社会防衛的な見地で考えられているという面では非常な共通性があるわけでございます。御承知のように、強制的に医療をいたしますとかあるいは公費負担の医療も八割国庫負担をいたしておりますとか、そういう共通な点もあるわけでございます。栄養の問題にいたしましても、近年単に疾病対策だけではなくて、国民栄養を含めた健康づくりとあわせて考えた方がよいというような問題もございまして、この際そういう点を総合的に勘案をいたしまして、一つの公衆衛生審議会という事で御提案を申し上げた次第でございます。

○上原委員 いま行管の方の御答弁はあったのですが、政府ですからみんな同じことを一応お答えになるかもしれませんが、厚生省は一体どうお考えなんでしょうか。

○館山説明員 お答え申し上げます。

行政管理局長の御答弁に補足してお答えさせていただきます。行政管理局の御答弁に補足して、中央精神衛生審議会につきましては、ただいまも局長が申されましたように、疾病予防対策としては結核、伝染病対策と施策上の共通性を有しております。それから今日要請されている心身両面にわたる総合的な健康づくり対策の一環として推進する必要があるという点がございます。また保健上、市町村保健センターを中心とする地域保健対策の一環として推進する必要がある。以上のようなことを考えますと、公衆衛生行政全般として精神衛生の問題も考えた方がよいのではないかと申すこと。

それから栄養審議会の点について申し上げますと、近年高血圧等の成人病の増加、さらに肥満、貧血等の増加が国民健康上重大な問題となっているわけでございます。成人病対策との関連なくして栄養問題を論ずることはできないということ、これまた公衆衛生審議会として総合的な面からの検討をする方がより適当であると私もは考えております。

○上原委員 実に優等生答弁をなさっているようなのですが、これはおっしゃるほど簡単な問題じゃないのじゃないですか。特に皆さんから出されている資料を見ましても、最近の審議会の開催状況を見ましても、伝染病予防対策などというのは相当の頻度で開かれていたわけですね、最近もコレラ問題もいろいろありました。また結核は環境の整備、いろいろな医療水準の向上なり国民の栄養摂取の問題等からして、患者は従来よりは少なくなっているのは認めますが、これとて公衆衛生全般にいくるといのはどうかと思えます。特に精神衛生審議会というものは、開かれていた回数には確かに少ないかもしれませんが、今日の国民生活、社会状況、いろいろな親との関係とかあるいは入試問題その他をめぐって、いまこそ精神衛生についてはそういう審議会をもつともっと活用すべきだと思つたのです。そういう意味で、これはにわかにはわかれられ成しがないということに改めて申し上げておきたいと思つたのです。

そこで、時間の都合もありますので、こういう問題と関連をさせて、身体障害児問題あるいは心臓手術の問題などに関連して若干具体的にお尋ねをしておきたいわけですね。厚生省も御案内かと思いますが、これは何も沖繩に限ったことではありませんで、全国的にこういって身体障害児、障害者を抱える御家族の皆さんとか御両親には大変な悩み、経済的な負担というものがあつたわけで、これをどう社会的に政治的分野で解決していくかというの、私は当然考えていくべき問題だと思つたのです。

そこで、例を沖繩にとつて申し上げますが、現在身体障害児なり障害者を抱えておつても、県内の病院施設なりそういった面に入院ができないというところで、ほとんど県外に出て治療を受けるとかやつて居る面があるわけですね。特に複合障害を持つている重症心身障害児、障害者のための施設というものは、現在県立なりいろいろな面で徐々に増設はされているものの、なかなかこれら患者の皆さんの要望に沿えないという現状なんです。

【小宮山委員長代理退席、委員長着席】
そういう状況で、国立療養所琉球精神病院に重症心身障害児のベッドが八十床あるようですが、これが看護婦の不足あるいは要員の確保ができないというふうなことで、この八十床のベッドが三十分ない四十分程度しか活用されていないという実情があるようです。これはなぜこうなつて居るのか。こういったことについては、もう少し厚生省なり政府全体としてもやるべきだとおぼろしいと思つた。特に国立の療養所がなぜこういう実情になつて居るかということ、また今後の対策について御答弁をいただきたいと思つた。

○北川説明員 ただいま先生のお話にございました国立療養所琉球精神病院は、先生御存じのとおり精神の患者を中心に収容、医療をして居る施設でございます。この施設に重症心身障害児のベッドを一応八十用意をしておるわけでございまして、これも、現在のところ、そのベッドに収容して居る患者さんの数がベッドの総数に満たないという問題があるわけでございます。ごく最近の数字では、八十のところ五十六人が収容されておるわけでございますが、昨年末の十二月現在では六十二名まで収容をした時点がございます。収容率で申しますと七七・五％ということになります。

一〇〇％に満たない理由はいろいろあるわけでございますが、一つは、最初にも申し上げましたとおり、これが精神の医療機関であるというふうなことで、重症心身障害児の中でも主としていわゆる動く重症心身障害児という性質の子供さんを中心にお預かりすることになつておるわけでございます。非常に行動が激しいとか、いろいろな異物を食べてしまつたとか、あるいは自分で自分を傷つけるとか、器物を破壊するとか、いろいろな社会生活の上で非常に問題のあるお子さんを中心にお預かりをしております。そういう点で、一般の寝たきりの重症心身障害児と比べると非常に手がかかるというところが一点でございますが、何よりも一番問題になつておりますのはドクター、お医者さんがちよつと少ない。これは定員の問題ではございませんで、現在三人のドクターが欠員なわけでございます。現在当該地元施設あるいは沖繩

の分室、厚生省等を通じまして医師の確保に係方面と折衝をしておるところでございます。その後医師の充足を早急に図りたい。その上でさらに収容児の数を増加させてまいりたい、こういうふうにご考慮を願つておるわけでございます。

○上原委員 少し改善されているようですが、医師の確保がむずかしい、あるいはそういった重度心身障害児者なので容易でないから申し上げているのであつて、それをもつと積極的に、せつかくの施設を活用していかねばいけないのではないか。

それで、私がなぜこのことを申し上げるかと言いますと、皆さんもお読みになつたと思うのですが、そういう子供さんを抱えている親の悩みというのは大変なものです。去る二月に、四名の子供さんを抱えておつて、その一人が小児麻痺で心身障害児ということ、結局御夫婦が子供さんを道連れに心中をしたという痛ましい事件が起きて居るわけですね。これなども、福岡のある病院に入院をさせたら余り金がかかるので経済的にも苦しい、できれば沖繩の地元の施設に入りたいということをやつておつたが、なかなか方々手を尽くしてもそういう当てがなくなつて、心身お疲れになつたのではないかと申すのですが、こういう実態があるということをぜひ厚生省も――きょうは大正お一人しかおられませんからあれですが、こういうものについての補助金というものは至つてまだ少ないのです。薄い。私は、やはりこういうことこそもっと積極的にやるべきだと思つたのです。こういう実例があるということで、私はこの問題も取り上げて居るわけですね。

さらに、これとの関連もあつたと思いますが、いまの点は、医師、看護婦の確保、そういうことも積極的に進めてまいりますね、厚生省。

○北川説明員 これからも早急に医師の確保に努めてまいります。

○上原委員 それともう一点、これは私は予算の分科会でもちよつと取り上げようと思つたのですが、時間の都合でできませんので、改めて

まして、いま具体的に地方計画を検討しておる段階でございます。そういうときに、提案されておりますように、各地方のこの審議会を統合するというのは適當でないという気持ちがするわけでありまして、むしろこの各地方の審議会の強化を図りまして、早く各地方の計画を三全総に従ってまとめ上げることが必要であると思っております。そういう時期に統合するというのは適當でないと思いますが、その辺はどう考えられておるのでしょうか。

○福岡(量)政府委員 お答えいたします。

先生ただいまお話しございましたように、昨年の十一月に三全総が閣議決定を見まして、本年度はいわばその推進のための初年度に当たるわけでございます。この三全総を受けまして、各地方のブロック計画につきまして、すでに策定の作業に実は着手しておるわけでございます。直接の担当部局は私どもの地方振興局でございますが、着手しておりますので、今回の統廃合につきましても、現に着手しておるものにつきましては、現存の審議会の構成なり調査審議で答えを出していただくということで、法案の附則に、統廃合の実施の時期を、来年の「三月三十一日までの間において政令で定める日」と書いてございますのは、そういう趣旨で、できれば年内いっぱいにも計画の策定作業を終えたいということを踏まえて、きょうの規定を盛り込んでいただいておりますという事情でございます。

○福岡委員 一応の御配慮はわかりましたが、しかし各ブロックの審議会をあと一回や二回開いて、それで計画が最終確定をするというようには思いません。やはり何回か地方との往復検討をする事項も出てくると思しますので、今年度末までにという御配慮はわかりますが、それでも十分でない、こう思いますが、どうでしょうか。恐らく時間がありますから、それは特別委員会を設置することにしておるから、自後のものについては特別委員会を考えていきたい、こうお考えになっておると思うのですが、そのとおりですか。

か。

○福岡(量)政府委員 担当部局の方では、いま問題になっておりますブロック別の地方計画につきましては、いまの審議会の体制の中で全部仕上げたい、また四月でございまして、十二月、年内いっぱいといいたしましても八カ月あるわけでございます。現在いろいろ地方の方々から事情聴取、ヒヤリングと申しますかをやっている段階でございます。一方で専門家の方々の集まる計画部会という部会がございまして、そこではいろいろ御審議を願っておるということでございまして、担当部局の方では年内いっぱいには計画の策定作業を終えたい、また終えるつもりであるということとを申しておりますので、いまの審議会の構成の中でこの計画策定を終わるといふように私どもは考えておるわけでございます。

○福岡委員 確かに八カ月ありますけれども、この八カ月間に一応のブロック計画ができたといいたしましても、さらにそれを具体化するためにいろいろな検討が必要だろと思いませんか。だから、申し上げましたように、その点は特別委員会を設置して、その中でやっていく、こうお考えのようでございますが、そのように理解していいのかわりか。

○福岡(量)政府委員 計画の策定だけで事終われりということではございせんので、策定した以上は、その推進ということは当然次の課題に出てくるわけでございます。その点につきましては、計画策定時の交わされましたさまざまな調査審議を踏まえて、新しい特別委員会がそれを引き継いで推進に当たるといふことにならうかと思つてます。

○福岡委員 結論から言わしてもらいますと、どうも形式的な統廃合で、中身はそんなに変わつてない。特別委員会の設置要綱は第九条ですか、ここでいろいろ規定されておりますが、現行の各地方審議会と、ここで規定されようとしておる特別委員会の中身を比較してみますと、そんなに大きな違いはないんじゃないか。ただ、さつき上原委員の質問で聞いておりますと、審議会の委員の数が四百五十名が二百ないし二百五十名ぐらいに少なくなる、この程度でありまして、特別委員の任命も総理大臣がするのだし、場合によっては、「特別委員会の決議をもって審議会の決議とすることができ」とか、いろいろ規定がありまして、結論的に言わしていただく、現在ブロック別に設けられておる審議会と、今度ここでつくられようとしておる特別委員会というのは、そんなに大きな相違はない。そういうことになると、形式的な統廃合で中身は余り変わらぬのじゃないかという気がするので、どうですか。

○福岡(量)政府委員 今回の審議会の統廃合の措置に關しましては、一つは先ほども申し上げた先生御指摘になりましたように、たとえ三全総という全国総合開発計画と、それからそれに続きますブロック計画その他の計画がございまして、大まかに密接に關連を持っておるわけでございますが、それから、かつまた計画の相互の間の整合性と申しますから、そういうことについての調整が十分図られたものでなくちゃならないということであろうかと思つてます。そういう趣旨で今回の行政機構の改革と申します、簡素合理化の一環として、きょうも申し上げましたような考え方に立ちながらこれを統廃合して、相互の間のより緊密な連携といたしますか調整を図っていくというのが今回の措置の大きな理由であろうかと思つております。

御指摘のように特別委員会を設けて、各ブロックの計画を担当します審議会、さらには豪雪、山村等の特殊な地域を対象にする審議会にそれぞれ対応した特別委員会をそのまま残すということに關しましては、おっしゃるようには実際は余り変わらぬんじゃないかという御指摘もあろうかと思つておるわけでございますが、結局地域の問題になりまして、それぞれ各地域の住民の意向というものをかなりくんで対応する必要があるということもございまして、そういう意味で、いわば私どもの方が従来取り扱ってまいりました国土総合開発審議会といったものとまた趣を異にした審議会の構成をとらざるを得ないという形でもございまして、事実上特別委員会という形でこの審議会の審議を継続するという構成にしたわけでございます。

○福岡委員 今回の提案が、全国計画とそれから地方計画の整合性を持たせるためにいままでの審議会を整備するといふ御提案ならば、われわれは特別反対する理由はないと思つております。ところが、ここへ出されておりますのは、審議会の整理等に關する行政改革の一環として出されておりますから、先ほど申し上げましたように大切な時期に、むしろ強化する必要があるときに整理統合するといふのは間違ひじゃないかという趣旨の意見を述べたわけでありまして、要は、三全総に基づいた各地方の計画を策定し、それを具体化していくということが非常に大切な事柄でありまして、その辺にひとつ配慮していただきたいと思つてます。

それから特別委員会をつくるということもなんでしょうが、御案内のように三全総では、二十世紀の課題といたしまして首都問題が提起されております。これは分都にするか遷都で行くか、いろいろ議論のあるところでございまして、われわれ議員も議員懇談会をつくりまして、金丸防衛庁長官がたしかいま会長をやっておられると思つてますが、首都問題についてこの何回か議論を続けてきたところであります。ところが、政府も今度初めて三全総で提起されただけで、新たな諮問機関その他を持っておられない。国会の方もこの問題を議論する場所はいまおないわけでありまして、そこで事が首都問題でありますだけに、相当多くの議論が出てくるであらうというふうなことを考えますと、取り扱う場所と言えはやはり国土審議会関係の所管事項だと思つておるわけでありまして、そこで今度政令で特別委員会を当面は十三設けられる予定のようでありまして、この首都問題の特別委員会もぜひとって検討していただく必要があるんじゃないか、こう思つてますが、

合開審議会といったものとまた趣を異にした審議会の構成をとらざるを得ないという形でもございまして、事実上特別委員会という形でこの審議会の審議を継続するという構成にしたわけでございます。

切つて減らすということで五十一を対象にいま整理を行つております。それから地方出先機関のうち支所、出張所等を約千カ所整理をいたします。国家公務員については、今後三年間に二万八千人を削減するというので努力をしておるわけでございます。なお、かつて地方の問題といたしまして定年制を導入するように法案を出しましたが、これは廃案になりました。今度は中央からひとつ定年制度を確立する。

それから特殊法人がたくさんございますが、これを二十一整理いたすということで、その対象に現在は十四を整理する方針でございます。なお特殊法人はいろいろな点がございまして、役員の特職金が極端に多い点もございまして、これを二割削減する。なお特殊法人の総裁に一廻席を持つと八年間も座りつきりであるというのを思い切つて削減して六年以上はやらないようにする。それから審議会を四十八統合整理をいたします。

それから補助金を千四百二十二億、かなり大幅な整理をすることにいたします。それから許可、認可の整理合理化でございます。これは千二百四十事項廃止するというにいたし、なおこれを簡素化するよういたします。

そこでこの方針を逐次実行しつつありまして、これに関係する法案を国会で御審議をいただいております。もともとこれで十分だといふふうには考えておりませんが、昨今の内外の情勢には大変厳しいものがありまして、民間においても不況克服のためにいふん努力を続けております。こういうものと並行いたしまして、国の財政も大変苦しい状態でございますために、ひとつ思い切つた行政整理をいたしまして、また行政の簡素化をいたしまして行政のコストダウンをする。まあ不十分であるかもしれないが、何もしていないじゃないか、どうも方向が明確化していないんじゃないかという御意見等もありまして、省庁の統合のアドバランが上がつたため

にこれがおくれているということ、あるいは実行できなかったというようにおしかりのようには思いますが、中央省庁というのは何といたしましても行政の根幹であります。これは慎重にやらなければならぬということでは当然でございます。それらのことを踏まえながら、ひとつ時局に適応したやり方で行政改革をしていきたい、こんなふうにご考えております。

○鈴切委員 長官、私はそういう意味でお話を聞いているわけではないわけでありまして、個々の細かいことはその中に入るといたしまして、先ほど長官が言われたことは、簡素にして効率的な行政組織の編成とか、あるいは行政経費の軽減に役立たせるとか、あるいはまた国民の税金のむだ遣いをしない安上がりな政府をつくる、こういうふうに行われているわけですね。先ほど御答弁があったわけでありまして、そんなによいことを国民のためにやるについては、だれしも賛成であろうかと思つております。しかし歴代の自民党の内閣は必ずと言ってよいほど行政改革の政治公約を挙げるわけでありまして、これも、ついにやれないままに終わってしまうという原因はどこにあるのか、こういうことをお聞きしているわけでありまして、今回私は全くやらないなんということは決して申し上げるつもりはありませぬけれども、しかしすでに五十二年九月二日の閣議了解、そして五十二年十二月二十三日の閣議決定と一連の動きを見て、その前にああいうアドバランを上げた、それからずっと来て、やはりこの行政改革についてはしりつぽみになっていく、こういうような状態はどこに原因があるのかというところについてお聞きしているわけでありまして。

○荒松國務大臣 答えをいたします。私はそんなにしりつぽみになっておられると思わないのです。どうもちつともやっていないようなふうになり——そうでもないですが、そんなにしりつぽみになっておられるとは思いません。ただ先ほどの話で、去年の九月にエネルギー省をつくつたらどう

だとか、あるいは住宅省をつくつたらどうかというふうなアドバランが上がつた、それはまだ実行していないからしりつぽみでだめじゃないか、こう言うかもしれないが、しかしたとえばいま膨大な公共事業を執行しようとしておられるわけでございます。こういうふうなために建設省、国土庁を一人の大臣が担当して、ここに摩擦の起きないようなことを実行していくというような問題等、挙げてそれほどしりつぽみではないと私は考えております。お言葉を返すようですが、そんなにブレーキをかけておられるわけでもございませぬし、それほど実行しないわけでもございませぬ。また福田内閣の一つの柱として行政整理を断行するのだということを内外に発表もしておりますから、その線に乗って鋭意努力をしていく覚悟でございます。

○鈴切委員 それではお聞きいたしますけれども、五十二年九月二日に閣議了解のときに、中央省庁の再編を含め改革を断行する、はつきりここに閣議了解はなっておりますね。ところが五十二年十二月二十三日の閣議決定のときは、建設、国土前省庁を一國務大臣が所管し、そして対外経済政策を担当するところの無任所國務大臣をつくる、これだけで実は終わっているわけですね。当初総理大臣がエネルギー省あるいは住宅省、そして国土庁は建設省に統合するというふうないろいろの案をそれぞれに打ち上げられたわけでありまして、この閣議決定の中の今回の閣議決定の位置づけ、これをどういふふうに判断されておられるのか。

もう少しわかりやすく申し上げますと、当初の構想の中の位置づけとして、今回のこの閣議決定を踏まえてのやり方については、よくやっただいようにお考えになっておられるのか、あるいはやっっていないからこれかやるのか、そして検討をなさるといふふうなお考えであるのか。また「引き続き検討を進めるものとする」ということは、悪く言えば、時間的にかせぐために検討されるといふふうにお考えなのか、いろいろの位置づけが

あると思ひますけれども、大臣はどうお考えでしょうか。

○荒松國務大臣 答えをいたします。エネルギー問題は日本の國政にとってきわめて重大でございます。何となれば、たとえ石油は一〇〇%輸入をしてこなくちゃならない。また発電につきましても、水力発電もなかなかいろいろな問題で進んでおりません。しかし、原子力発電にいたしまして、これは原料をみんな、一〇〇%輸入をしなければならぬというふうな問題等もあつて、去年アドバランが上がつたことに該当しているかと言えはそうじゃないと思うのです。もつとよく考えて、一体日本のエネルギーというものをどうしたらいいかということをもつと根本的に考えていくべきだ。やらないんじゃない、もう少し徹底した研究をして、そういうことに対処すべきだといふふうにお考えをしております。

それから、住宅省と言つても、これは現状からいきますと、公共事業費でたくさん住宅をつくるという方針で、この問題は何かいって地所の問題が一番重要でございまして、建物をつくるということよりもその建物をつくるための地所をどうして、いわゆる人口の多いその周辺に建てられるかといふと、土地の問題でございまして。こういうふうなことを徹底的に研究して前進すべきだといふふうにお考えをしております。果たしてエネルギー省をつくるのが満点で、住宅省をつくるのが満点だと私は考えておりません。しかし、これも必要でありますから、これに向かつては鋭意努力をいたしまして、ひとつ進めていくと思つております。まあ、やらないんじゃない、他のいろいろな省庁の統合という問題は、これは行政の根幹をどうするかという問題でございまして、もう少し真剣に研究してみたい、こう思つておるわけでございます。

○鈴切委員 行政管理庁長官は、この問題については引き続き慎重に検討をしてみよう、こういう

二〇

御答弁でありますけれども、先ほど行政管理局長官が給養費成、各論反対だと、そういう意味からいいますと、行政改革というものはなかなかむずかしい問題もあるし、今回こういうふうになんたんとトーンが下がってきたというかそういう状態になつてきたというものは、やはり私は、各省庁の官僚のセクト主義というものがかなりこれは大きな影響を及ぼしているのではないだろうか。後退に後退をしているというふうな感じを受けないわけではないわけでありませうけれども、やはり国権の最高機関である国会が当然こういう問題についてはリードをして、そして国民に奉仕する、そして安上がりの行政機構というものをつくっていくかなければならない、こういうふうには私も思っています。

○荒松國務大臣 お答えをします。おっしゃるとおりでございます。しかし、各省庁で余り摩擦が起つておるようには私は思いません。たとえば、昨年の暮れの問題で、一例を挙げますと、中南米に一つの局をつくれというふうな話がありまして、新局はつくりたくないのだということを開議で十二月二十三日に決めておりまして、振りかえをしてもらいたい、振りかえをするのなら、まあ中南米というところは日本人も百万以上行つておりますし、また資源、産業、そういう面でも日本もつとつと密接な方向に行かなければならない、こう考えておりました、外務省にも情報文化局なんというものもあるが、中南米局をつくるのなら、これとひとつ振りかえにし、あるいは合同するようなことをしたらどうだと言つたら、なかなかそういかなかつた問題があります、とにかく新局はつくりたくないということに決定をしておりますから、これは退けたわけ

でございます。そのほかにはそれほど摩擦が各省間に起つておるようなことはございません。ただ、エネルギー省、住宅省ということだけがかなりある。そういうような問題を研究しつづつ前進をするつもりで、私は役人育ちでも何でもありませんから、少しぐらい摩擦があつても、必要とあらば断行する人間でございます。決してブレーキをかけているわけじゃございません。前進をするつもりでおりますから、御安心をいただきたいと思ひます。

○鈴切委員 本来行政機関をリードするのは国会であるわけでありませうけれども、このようにして、行政改革についてはなかなかむずかしい問題を含みながら、これを断行するということが口ではやさしいわけでありませうけれども、実際にこれに当面するとむずかしい問題が出てくる。そこで私は、一人の国会議員として、これは当然国会が最終的には決める問題でありますけれども、国会に行政改革特別委員会のようなものをつくつて、そしてそこにおいて行政改革については常に見直しをしながら、あるいは行政改革の必要に応じての総点検もしながらやつていくという、そういう考え方も一つの方法ではないかと思つておるわけでありませうけれども、行政管理局長官も党人派であり、国会議員の一人として、国会が決める問題はあるにしても、個人的な御意見をお聞かせしたいと思ひます。

○荒松國務大臣 お答えをいたします。ただいま御意見がございましたことは、国会のことですから、国会でお決めにすることに何ら私も反対するものでもございません。それからなお、私がやることについてひとつ大いにチェックし、これを進めるといふことで、国会の中にそういう機関を設けてもらうことには私は反対をいたしません。賛成でございますから、どうぞお進めをいただければ、それに沿つて大いに努力をいたします。

○鈴切委員 では、委員長にちよつとお聞きしたいわけでありませうけれども、まず、行政改革については昨年来から福田総理がかなり意欲的にこれを取り上げ、そして私の政治生命をかけてこの問題についてはやつていくということから、先ほど行政管理局長官が少し研究が足りないのにならぬとアドバールンを上げ過ぎたんじゃないかというふうなお話があつたわけでありませうけれども、しかしそういうことだけでは済まされぬ問題であろうかと私は思ひますから、そういうことを考えたときに、やはりリーダーシップをとつていただかなければならないのは、何といつても総理大臣だ、私はそのように思つておるわけでありませうけれども、本来ならば、総理大臣と一緒にここにお呼びしてそして質問をするのが当然であり、また今日まで行政改革のリーダーシップをとつてこられたのもやはり総理でありますので、総理をお呼びになつて、この内閣委員会が行政改革に対して国民にやはり知つていただかなければならぬ問題、あるいは総理がどうお考えになつておられるかということについて、ぜひともやりたいと思つておるわけでありませうけれども、それに対して委員長にぜひともその実現方をお願いしたいと思つておるのですが、委員長の御決意のほどをお伺ひします。

○始閣委員長 お答えをいたします。ただいまの鈴切君の御発言の趣旨といたしまして、ところ、またお気持ちにつきましてはかねて十分に承知をいたしております。委員長といたしまして、要請の趣旨が実現いたしますようにひとつ万全の努力をいたす所存でありますので、御了承願ひたいと思ひます。

○鈴切委員 委員長がそのように御努力をしてくださるということをお伺ひいたしましたので、それでは先に進みたいと思ひます。今度出ておりますところの法案は、御存じのとおり審議会の整理統合並びに許認可事務の整理等の問題でありますので、それを主体としてお聞き申し上げていきます。

○辻政府委員 今回、審議会につきましては全体にわたる見直しを行ひまして、ただいま御指摘のございましたように、対象といたしましたものは四十八でございますが、これを整理統合いたしました、純減となりますものが三十六でございます。二百四十六審議会のちよつと一五%に当たるわけでございます。従来からも審議会の整理につきましては努力してまいりましたけれども、従来の整理の規模を相当上回る整理ではなからうかと私どもは考へておる次第でございます。

○鈴切委員 今回四十八審議会の整理統合がなされるというわけでありませうけれども、整理統合についてはそれぞれの基準をお設けになられて、そしてそれに該当するものを整理統合というふうになされておると思ひますが、その基準となるものはどのようにしておつくりになりましたか。

○辻政府委員 廃止と統合とあるわけでございますが、廃止につきましては三つございまして、一つは社会経済情勢が変化をいたしましたので、審議会の審議の対象となります事項が重要性を失つたと申しますか、そういうようなものが一つでございます。それから第二は、運営の実情を見ますと、開催の実績が不活発であるというものでございませう。第三は、ほかの行政手段によつて対処可能と考えられるものというものでございませう。

次に、統合について申し上げますと、設置の目的とか審議事項が類似してございまして、統合することが適切と思はれるものが第一でございます。第二は、やや審議事項は違つてございませうけれども、

審議会など、法律で設置されております二百四十六審議会のうち、今回整理統合の対象となつた審議会は全体の約一九%、どちらかと言つてわずかに四十八審議会にすぎませう。これでは、行政の簡素化と能率化を推進するとともに審議会等の効率的な活用を図るために昭和四十四年七月十一日閣議決定した「審議会等の設置および運営について」という項目については、実際には余り着実に推進されていないように思つておるわけでありませうけれども、それについてはどうお考えでしょうか。

○辻政府委員 今回、審議会につきましては全体にわたる見直しを行ひまして、ただいま御指摘のございましたように、対象といたしましたものは四十八でございますが、これを整理統合いたしました、純減となりますものが三十六でございます。二百四十六審議会のちよつと一五%に当たるわけでございます。従来からも審議会の整理につきましては努力してまいりましたけれども、従来の整理の規模を相当上回る整理ではなからうかと私どもは考へておる次第でございます。

○辻政府委員 廃止と統合とあるわけでございますが、廃止につきましては三つございまして、一つは社会経済情勢が変化をいたしましたので、審議会の審議の対象となります事項が重要性を失つたと申しますか、そういうようなものが一つでございます。それから第二は、運営の実情を見ますと、開催の実績が不活発であるというものでございませう。第三は、ほかの行政手段によつて対処可能と考えられるものというものでございませう。

いは諮問がなされているかということについてお伺いしているわけですが、その点の御調査はどうでしょうか。

○辻政府委員 私どもの調査とちよつと食い違つておるようでございますので、至急調査をいたしますので、しばらくお待ち願ひたいと思ひます。

○鈴切委員 いまあなたの方で御答弁になった数は十九ですね。私どもがつかんでいる数は二十三ということですのでそこに食い違いが出てくるわけでありますが、いずれにしても今日まで活動が不活発な審議会というのがあるわけですね。あなたの方で言え、十九審議会のうち実際には七審議会にすぎないわけでありまして、わずかに七審議会ということは、行政改革に取り組む政府の姿勢としては大変に問題があるのじゃないかというふう

に言われても仕方がないと思うのです。その点についてはどう思われましよう。

○辻政府委員 十九の中で一応八審議会につきましては、私どもは整理統合の対象にしたと考えておりますが、その他の十一審議会につきましては申し上げますと、個々の行政処分についての審議を行うものが二審議会でございます。これはその性格上、必ずしも諮問、答申ということを前提といたさないものでございます。それから不服審査、試験、紛争処理等を行うものが七審議会でございます。これも同様な事情にあるわけでございます。それから、やや特殊な事情のございますものが二審議会でございます。たとえば国民生活安定審議会、これは例の国民生活安定緊急措置法の運用に関する事項を審議するものでございますが、この間経済事情等にかんがみまして審議の必要性がなかったというようなことがございます。整理統合の対象にしておりません十一審議会につきましてはその内容はそういうことでございます。

○鈴切委員 昭和四十四年七月十一日に閣議決定した第二次行政改革計画「審議会等の設置および運営について」によりますと、「専門知識が必要なものについては、専門官の育成、公正の確保のためには公聴会および聴聞の活用、利害の調整の

ためには関係団体の意見の聴取等をはかり、いたずらに審議会等を設置することを避けるものとす

る。」とあるが、閣議決定後、すなわち昭和四十四年七月十一日以降設置された審議会は幾つありますか。

○辻政府委員 その後できるだけスクラップ・アンド・ビルドの方針で対処しているわけでございますけれども、閣議決定以降現在までの設置、改廃の数について申し上げますと、設置が三十五、廃止が三十三、したがって二審議会の増という数字になっております。

○鈴切委員 その三十五審議会、そういうつくりたり廃止したりという中で、昭和五十年一月一日現在、一度も諮問とかあるいは答申がなされていない審議会は幾つありますか。

○辻政府委員 閣議決定以後新設いたしましたもので、昭和四十六年以降諮問、答申実績のないものは四つございます。

○鈴切委員 それはどれとどれですか。

○辻政府委員 自衛隊離職者就職審査会、国税審査会、中小企業分野等調整審議会、それから国民生活安定審議会でございます。

○鈴切委員 ただいま御答弁いただきました四審議会の開催状況はどのようになっておりますか。これについては五十年、五十一年、五十二年

度——五十二年度は、五十三年の二月十五日現在における総会、部会の開催状況はどうなっておりますか。

○鈴切委員 中小企業分野等調整審議会という名前がいま突如として出たわけですが、これはどういふことなんでしょうか。先ほどは国民生活安定審議会、自衛隊離職者就職審査会、国税審査会、臨時大学問題審議会、この四つだというお話があったのですが、いま中小企業分野等調整審議会という名前が出たのですが、これはどういふことですか。

○辻政府委員 先ほど自衛隊離職者就職審査会、国税審査会、中小企業分野等調整審議会、それから国民生活安定審議会とお答えいたしました。それから、一つ訂正させていただきます。国民生活安定審議会につきましては、五十年と五十二年度は一回ずつ開催実績がございます。五十二年度はゼロでございます。訂正させていただきます。

○鈴切委員 国民生活安定審議会の開催状況の報告について、昨年予算委員会に提出された資料によりますと、五十年の総会は二回、部会はゼロ、五十一年度はゼロ、部会は十二回、五十二年度は一回、部会は三十二回、こうなっているのですけれども、あなたの数字と違いますね。どういふことですか。

○辻政府委員 ただいま鈴切委員の御指摘になりましたのは国民生活審議会ではなからうかと思ひます。

○鈴切委員 そうしますと、もう一回国民生活安定審議会について御答弁を願ひます。

○辻政府委員 国民生活安定審議会の開催実績は、五十年の総会一回、部会ゼロ、五十一年度の総会一回、部会ゼロ、五十二年度は開催実績なしという

ことでございます。

○鈴切委員 昭和四十四年の七月十一日の閣議決定で、いたずらに審議会等を設置することは避けられるものとしながら、実際には新たに審議会が設置されているわけでありまして、そのうち、いま言われたように活動の不活発なものが見受けられるわけですが、それについてはどうお

考えでしようか。

○辻政府委員 国民生活安定審議会につきましては、先ほどお答え申し上げましたように国民生活安定緊急措置法の運用に関する事項を審議する、例の狂乱物価の際に設けられたものでござい

ます。特殊な事情ではなからうかと思つております。

それから、自衛隊離職者就職審査会、国税審査会、中小企業分野等調整審議会、いずれも同じでございますけれども、不服審査的な審議会でございますので、案件がない場合もあるわけでございますが、しかし、そういう審議会の仕組み自体は必要であるわけでございますので、単に開催回数

が少ないからといって廃止するというわけにはま

いらないと考えております。

○鈴切委員 五十年あるいは五十一年度の各種審議会の開催回数を見ますと、二カ年度とも開催回数がゼロという審議会がたくさんありますけれども、今回の整理統合の対象となつていない審議会等の名前を挙げていただきたいと思ひます。

○辻政府委員 五十年及び五十一年度におきまして開催回数がない審議会は十八審議会でございます。なお、そのうちの三審議会につきましては五十二年度は開催実績がございます。その中で、今回廃止をいたしておりますのが三つございます。それから統合の対象といたしておりますのが三つございます。

つたわけでございますが、今後調査すべき基本的な問題が生ずることが予想されますので、こういうものにつきまします。今回整理の対象としていないのでございます。

○鈴切委員 二百四十六審議会のうち五十一年の一月一日現在、委員の任命がなされていない審議会は幾つありますか、そしてその審議会の名前を挙げてください。

○辻政府委員 現在でございます審議会の中で委員の任命がなされていないのが、やや長期にわたっているものが七審議会ございまして、公務員制度審議会、選挙制度審議会、連合国財産補償審査会、臨時大学問題審議会、開拓官廳振興審議会、中央生乳取引調停審議会、自動車損害賠償責任再保険審査会でございます。

○鈴切委員 厚生省所管の中央優生保護審査会は、昭和五十一年の一月一日現在の審議会総覧によると、五十一年度、五十一年度の開催はゼロ、諮問・答申事項等なし、委員の任命、昭和五十一年の一月以降なしという状況であります、これはどういうことでありますか。

○辻政府委員 中央優生保護審査会につきましては、先ほど来申し上げておりますように、不服審査のための審査会でございますので、審査案件がないので開催実績はございませんけれども、機構自体は存置しておく必要があると考えまして、今回は整理の対象としておりません。

○鈴切委員 公務員制度審議会及び選挙制度審議会、さらには、中央教育審議会に至っては、昭和五十一年、五十二年の三カ年、審議会の開催回数がゼロ。そして、現在なお委員の任命すら行われていない現状であります、これはどういうことなのでしょう、御説明願いたい。

○辻政府委員 ただいまのうちで、中央教育審議会につきましては、四十九年五月に答申がございまして、しばらく審議事項がなかったわけでございます。そのために開催実績がなかったわけでございますが、昭和五十二年度から新メンバーによる審議が再開されております。

それから公務員制度審議会、選挙制度審議会につきましては、先ほど申し上げましたが、今後、調査審議をお願いするような基本的問題が生ずることが予想されますので、現在のところは確かにそういう状況でございますが、今回整理の対象としていないのでございます。

○鈴切委員 昭和三十三年九月二十日の閣議口頭了解の「各種審議会委員等の人選について」で、適格者の資格と兼務の排除をうたっておりますけれども、この二項目については、内閣官房人事課の方が来られておられると思っております、どういふふうになっておりますでしょうか。

○角田説明員 お答えいたします。昭和三十三年の九月の閣議了解で、委員の「兼職の数は最高四」といふふうの規定されておりますが、この閣議口頭了解がなされた時点、昭和三十三年の十一月の数字では、委員の兼職五以上の者、延べでございまして、これが百二十七名、それからその以後、この閣議口頭了解によりましていろいろ各省にお願いをし、委員の兼職の数を減らしていただくというお願いをいたしました、その結果、四十八年の数字でございまして、四十八年二月一日現在で、五以上の兼職をなされておられる方が四十二名ということになっております。

それからさらに、昨年の四月から、こういうこととで漸次委員の兼職を減らすように努力してまいってきたわけでございますが、昨年の四月の時点で、いかなる事情があろうとも、委員の兼職はもう五以上はお断りするというところで各省にいろいろお話をいたしました、現在のところ、二、三の例を残しまして、すべて兼職は四以下という状況になっております。

それから、二、三の方々にございまして、ある一定の期間内に兼職の数を四以下に減らしていただくというように調整済みでございます。

○鈴切委員 各種審議会委員等の人選について、適格者の資格と兼務の排除については、たしか二項目に「会議によく出席して、十分にその職責を

はたし得るよう、本人の健康状態出席状況に留意し、これに該当しないような高齢者又は兼職の多い者を極力避ける。兼務の数は最高四とする。」と書いてあります。これに基づいて各種審議会委員の人選というものは、その審議会の所管省庁で行うものだと思うのですが、その点はどうか。また、各種審議会委員の人選状況というか、委員の一覧表はどこで掌摑をされておられるでしょうか。

○角田説明員 お答えいたします。最初の御質問でございますが、各種審議会の委員の選考は、これはそれぞれの所管省庁で行っております。ただ、先ほど来問題になっております昭和三十三年の閣議口頭了解を担保するという立場で、委員の兼職の数、それから長期留任——長期留任は、この閣議口頭了解によりまして、三期三年のものは三期まで、任期四、五年のものは二期までを原則とする。」という決めになっておりますので、これをオーバにするような委員の人選につきましては、私どものところへ各省庁からの説明をしていただきまして、いろいろな審議会の運営の事情等を勘案して、長期留任につきましても例外はある程度認められている。それから、先ほど申しましたように、兼職の数につきましては最高四を厳守していただく、かようにしております。

それからもう一つの御質問でございますが、審議会の委員の一覧表は私も人事課で、各省庁が人選したものをまとめて記録してございます。

○鈴切委員 各種審議会委員の「兼職の数は最高四とする。」ということと閣議了解されてきたわけでありまして、それから努力はしてきているわけでありまして、いま現在、なお兼職四以上のいわゆる審議会委員をやっておられる方が三、四人おられるというわけでありまして、だれとだれでしょうか。

○角田説明員 閣議口頭了解によりまして、四はよろしいので、五以上がいかにことになっております。それで、五以上の兼職をいままもってなされている方は圓城寺次郎先生、それから永野重雄先生でございます。このお二方でございますが、このお二方につきましては、それぞれある一定の期間内に四以下にしたいといたしております、そういう状況でございまして、それでは、五以上の審議会委員をやっている方が、いわゆる閣議口頭了解のもとに兼職四ということになるというわけでありまして、けれども、それでは大体いつそういうふうな状態になりましょうか。

○角田説明員 いま御説明いたしました二人の方を除きましては、すでにもうすべての審議会の委員が、私どもの承知しております限りにおきましては、兼職は四以下になっております。

それから、いま御説明いたしましたお二人の方につきましては、来年の三月末日までには四以下になっていただく、こういうことになっております。

○鈴切委員 審議会の運営費用、これは今回の行政改革の中にあつて、やはり経費の節減という観点から考えますと、審議会等の運営費用というの、国民の多くの方々は、それについては大変たくさん費用が節約されると思っております、ありまして、審議会等の運営費用は全体としてどれほどかかっておりますか。

○辻政府委員 審議会の経費でございますが、これは事の性質上、それほど多額な金額ではないのでございまして、五十三年度予算では十七億二千二百万程度でございます。

○鈴切委員 そうしますと、十七億二千万円程度について委員の手当あるいは事務費、交通費、いろいろ項目別なものがありますけれども、その点についてはどうなっておりますでしょうか。

○辻政府委員 そのうち委員手当等が五億五千六百万と承知しております。

○鈴切委員 事務費とか交通費はどうですか。

○辻政府委員 そのほか常勤委員の給与が五億八千七百万でございます。それを除きましたもの

が、ただいまおっしゃいました事務費等であろうと考えております。

○**鈴切委員** 今回の審議会等の整理統合による経費削減というのはどういふふうな効果がありましようか。

○**辻政府委員** 審議会の整理は、経費の節減もございませぬけれども、全体としての行政機構の簡素合理化を主ねらうとしたものでございませぬ。したがって、経費の節減効果の金額自体はそう大きいものではございませぬ。約千三百万円程度と考えております。

○**鈴切委員** それでは、先ほどからずっと論議されてきて、大変に今回審議会を大幅に整理統合したというふうなお話であったわけでありませぬけれども、たつた千三百万円しか整理統合に伴うところの経費削減にならぬのですか。

これは行政管理局長官、審議会の整理をやつて、要するに国民の税金をなるべく節約をするとか、そういうふうなお話があったわけでありませぬが、鳴り物入りのわりあいには審議会の経費削減というものは余り効果がない、こういうことでしょうか。

○**荒松國務大臣** お答えします。

金の問題だけではないのでございまして、ひとつ鈴切さん、私が考えているのは、明治の憲法政治以来ふる一方でございませぬ。特に戦後は新憲法下それからまた進駐軍が来ておりました等の関係、諸外国のいろいろな影響を受けて、ふる一方だけであつたわけですね。ですから、これは金の問題ばかりでなく、屋上屋をいたすに重なるというふうな等の点につきましても、これは総論でございませぬけれども、なるべくひとつ、審議会もそうでございませぬ、あるいは特殊法人もそうでございませぬ。こういうものはなるべく整理をいたしまして、さつき申し上げるような屋上屋を重ねないような政治をしていく仕組みにする方がいいと考えております。そういう方向で努力していく覚悟でございませぬ。

○**鈴切委員** 今回の行政改革については、確かに

簡素にして効率的な行政組織の再編とか、行政経費の節減に役立つとか、あるいは国民の税金のむだ遣いはしない安上がりな政府をつくる、こういうふうな話をされているわけでありませぬけれども、実際に審議会等、いろいろとこうやって質疑をやつておられますと、今回の審議会等の整理統合による経費の節減というのはわずかに千三百万円にしかならないということ、これは余りにも審議会の整理等によって経費が削減されたとは言えないということ、これは申し上げておかなかつたらなと思ひます。

昭和四十四年の七月十一日の閣議決定の「審議会等の設置および運営について」の四項目には、「所掌事務が複数の省庁に關連する審議会等については、原則として、特に事務の關連が深い特定の省庁に設置するものとする」とありませぬけれども、この閣議決定に沿つて今回整理統合をするよう努力したが、なお、かつ所掌事務が複数の省庁に關連をするという審議会は幾つありませぬか。

○**辻政府委員** ただいま御指摘の審議会は、現在の数が三十八でございませぬけれども、今回の改正をさしていただきますと、十九減りまして残り十九、ちょうど半分になる予定でございませぬ。

○**鈴切委員** 総理府の本府所管の審議会が五十一ありませぬ。その中で総理府だけがやつているのは十三、三十八審議会は総理府と他の省庁がダブつてゐるわけでありませぬ、そういう計算からいいますと十二審議会ではないでしょうか。

○**辻政府委員** 現在総理府の所管の審議会がただいまお話のございましたように五十一でございませぬ、その中で庶務を担当している役所が総理本府だけであるのが十三、庶務機能を他の省庁に置いて担当いたしておりますものが残りの三十八でございませぬ。この三十八がいわゆる俗な言葉で恐縮でございませぬが、座敷貸しの審議会と言われているものでございませぬが、この三十八が改正後には十九になると申し上げたわけでございます。

○**鈴切委員** これらの審議会に対して今回改善策

はなされていまいふようでありませぬけれども、その理由をお伺ひいたします。

○**辻政府委員** 国土庁関係の審議会につきまして、ただいま申し上げましたように、今回改正の措置をかなりな程度とすることにいたしましたわけでございます。その他の審議会につきましても、關係省庁に移管することを検討したわけでございますが、その点につきましては結論を得るに至らなかつたということでございます。

○**鈴切委員** かつて国民生活安定緊急措置法が成立したときに国民生活安定審議会というものが不況から国民の生活を守るといふためにできたわけでありませぬけれども、審議会が、新しい法律ができてからそれに伴つて出てくるという傾向があるわけでありませぬけれども、整理統合の問題ととも、新設のチェックというものもかなり必要ではないかと思ひますが、現在それに対してはどういふ方向でどういふふうにお考えになつておられるか。

○**辻政府委員** まことに御指摘のとおりでございませぬ、私どももいたしまして、新たに審議会がふるるといふことのないように努力をしておるところでございませぬ。先ほど申し上げましたが、原則としてスクラップ・アンド・ビルドというところで対処しているつもりでございます。

○**鈴切委員** 今回の法律案によれば、六つの審議会を廃止するとともに、労働省の付属機関である労働基準監督官分限審議会を設置法上は廃止するとありませぬけれども、労働基準監督官分限審議会の設置の目的及び所掌事務というものはどういふふうになつておられますか。

○**辻政府委員** 労働基準監督官分限審議会は、労働基準監督官につきまして、免職の事案が生じました場合に、これに対します同意を審議するということが目的でございませぬ。

○**鈴切委員** 労働基準監督官の身分を保障する性格を持った労働基準監督官分限審議会を廃止をして、これで心配はございませぬか。

○**辻政府委員** 労働基準監督官分限審議会は、た

だいま申し上げたような性格でございませぬので、審議事案がまれにしか生じないのでございませぬ。したがって、この際設置の機関としては廃止をいたしまして、万一不幸にしてそういう事案が起りました場合には、その都度設置するということにいたしたいと思つておるのでございませぬ。

○**鈴切委員** その都度設置するということは、政令でいつでもできるという趣意になるということに思ひませぬけれども、となりますと、どのような政令の内容になりませぬか。

○**辻政府委員** まず、この審議会の設置の根拠でございませぬ労働基準法の第九十九条第四項の規定は現状のまま存続をするわけでございます。それから労働基準監督官分限審議会におきまして、必要の都度設置をいたします労働基準監督官分限審議会委員の選任の手続をあらかじめ規定するということにいたしたいと思つております。

○**鈴切委員** 六つの審議会を廃止すると言われておられますけれども、連合国財産補償審査会は、事案の発生の可能性が残つておるところから、なお政令で置くことができるというようにされておられますけれども、このような、政令で審議会を設けるというふうなやり方、こういうものはまだほかにありませぬか。

○**辻政府委員** 連合国財産補償審査会につきましては、ほとんどの連合国あるいは連合国人につきまして不服審査を請求することのできます期間が経過してございます。したがって、この審議会が活動する事態は、まずほとんど考えられないのでございませぬけれども、ただボリビア、コロンビア、ルクセンブルクの三国につきましては、審査請求を行う法的な余地が残つておりますので、国際信義上問題が生ずるといふ観点から、政令で設置することができるといふ余地を残したわけでございます。このようないふ例はほかにございませぬけれども、たくさんございませぬか。例を挙げて御説明できませぬか。

○**辻政府委員** 政令で設置することができると

とされておる審議会の例をいたしましては、一つは地震保険審査会というのがあります。地震保険に関する法律によりまして「大蔵省に、附属機関として、政令で定めるところにより、地震保険審査会を置くことができる。」ということになっております。もう一つは、原子力損害賠償紛争審査会でございます。原子力損害賠償に関する法律によりまして、「政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会を置くことができる。」ということになっております。

○**鈴切委員** 電気主任技術者資格審査会を廃止し、電気主任技術者資格審査委員を置くとしておりますけれども、これは審議会等の整理の三原則、すなわち社会経済情勢の変化に伴い必要性の低下したものの、活動の不活発なもの、設置目的、審議事項等が類似しているものに該当しませうか。

○**辻政府委員** 先ほど申し上げましたように、廃止につきましては三つの原則がございます。一つは社会経済情勢の変化により必要性の低下したものの、第二番目は活動実績の不活発なものでございますが、第三番目にその他の一般行政手段により対応可能なものというのを考えておるわけでございまして、先ほど御説明申し上げましたように、電気主任技術者資格審査会の廃止理由は、その三番目に該当すると考えております。

○**鈴切委員** 昭和四十四年七月十一日の閣議決定において、総理府の關係の「台風常襲地帯対策審議会を廃止する。」としていたものが、いまままでどうしてこのように見送られてきたのでしょうか。○**辻政府委員** 台風常襲地帯対策審議会につきましては、今御提案申し上げております法案で廃止することによって御提案を申し上げておるわけでございます。

四十四年当時になぜ廃止できなかったかということでございますけれども、いろいろな経緯があったようにございます。第一次の行政改革計画を具体化するための許認可整理法案に台風常襲地帯の指定の廃止に関する事項も織り込もうというこ

とで、関係機関との調整をいたしたわけでございますが、同意が得られませんでした。成案に至らなかったということもございまして、今回まで実現しなかったわけでございますが、今回これを取り上げて廃止することに踏み切ったわけでございまして、

○**鈴切委員** 連合国財産補償審査会を廃止するが、事案発生の可能性が残っておりますので、政令で置くことができるとして、また、すでに閣議決定で廃止するとされながら存続されていた台風常襲地帯対策審議会を廃止するなど、こういうふうなやり方は国民の目から見るならば教合わせではないか、そういうふうな映るわけでありまして、教合わせの廃止統合ではないかというふうな非難に対して、どのようにお考えでしょうか。

○**辻政府委員** それぞれの理由につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。連合国財産補償審査会につきましては、今後この審議会が活動する事象はまず予想されないのでございますけれども、国際信義の問題もございまして、政令で設置する道を開いておくということであるわけでございます。

台風常襲地帯の審議会につきましては現在まで廃止ができておりましたのは申しわけない次第でございますが、今回の措置の一環としてこれを廃止することにいたしましたわけでございます。私どももいたしましては、教合わせということは毛頭考えておりません。

○**鈴切委員** 国家行政組織法第八条には「各行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、特に必要がある場合には、法律の定めるところにより、審議会又は協議会を置くことができる。」と規定されており、少なくとも所掌事務について当然のことながら法律に規定すべきではないか。それでなければ、後で政令で決めるというのでは内容がよくわからないじゃないかという批判があるわけでありまして、どのようにお考えでしょうか。

なければならぬというものは国家行政組織法の定めるところでございまして、法律設置の原則になつておるわけでございます。ただ、その所掌事務のどの程度のものまで法律に書くかということにつきましては、立法例におきましてもいろいろございまして、審議会の任務、性格等も違いますが、どの程度を法律で規定するかについては、まぢまぢになつておるのが実情であると思ひます。

○**鈴切委員** 現行制度で連合国財産補償審査会及び労働基準監督官分限審議会ともにそれぞれ根拠規定を法律に置き、あわせて設置法で規定してありますが、改正案では、連合国財産補償審査会が実体法で政令で定めるところにより設置することができるとしており、設置法からは削除し、また労働基準監督官分限審議会も労働基準法で「命令で定める労働基準監督官分限審議会」云々と定めておるだけで、設置法からも削除し、随時政令だけで定めるのは大変に問題を残すわけでありますけれども、その点どうお思ひになりますか。

○**辻政府委員** 先ほどお答え申し上げましたとおり、審議会の設置が法律に基づかなければならぬというものは当然でございまして、国家行政組織法の第八条の解釈といたしましては、法律の定めるところにより置くというの意味は、必ずしも審議会を設置するという形の積極的な規定を予想しておるのではないのか、設置の根拠が法律に規定されていなければ法律の解釈としては足りるのではないかと考えておるわけでございます。先ほど申し上げておられますように、法律の根拠に基づいて政令によって設置するという立法例もあるわけでございます。労働基準監督官分限審議会の場合は、労働基準法第九十九条第四項という規定がこの法律の根拠に当たるのではないかと考えておるわけでございます。

はしてあるものの、国土審議会には特別委員会を設けることができるということになっております。さらには、この特別委員会の決議をもって国土審議会の決議とすることができることになっていないことは、実態は全く変わっていないのではないかと、どうお考えでしょうか。

○**辻政府委員** 先ほど申し上げたところでございますけれども、この統合によりまして、委員の数も変わつてくるわけでございます。審議会自体の委員の数としては、四百五十人以内から四十五人以内になります。特別委員の数につきましては、法律施行後政令で決めるわけでございまして、数が約二百数十人程度と考えております。特別委員を合わせましても統合後の委員の数は約三百人。したがって、百数十人というものは委員の数が減るわけでございます。そういう違いもあるわけでございます。

なお、特別委員会の決議をもって委員会の決議とすることができるという立法例は、これはほかにもあるわけでございます。

いずれにいたしましても、単独の審議会が並列いたしておりますよりは、全体的な総合的な観点から御審議をいただくという意味で、一つの審議会に統合いたしました。その特別委員会としてそれぞれ地域の特殊性、個別性というものを反映していただく方がより効果的ではないか、そして、全体として行政簡素化の趣旨に沿うのではないかと判断をした次第でございます。

○**鈴切委員** 今回の審議会等の整理については、過去国会で修正されたものが、ほぼそのままの内容として含まれておるものが二つあります。厚生省の關係の中央精神衛生審議会、栄養審議会、核予防審議会及び伝染病予防調査会を公衆衛生審議会に統合する点、四十八年の第七十一回国会において全く同様の内容の厚生省設置法改正案が提出されたけれども、衆議院で修正されているという内容と、もう一つは、労働省關係の労働基準監督官分限審議会を廃止して、その事務を中央労働

基準審議会に合わせるための、労働省設置法改正案が第六十五回国会に提出されたけれども、第七十回国会において、衆議院で廃案となっておりま

かつて国会で修正されたもの、廃案になったものが今回再び提出されてきているわけでありませうけれども、そのときの情勢と今回の情勢と、何らか変化があったのか。もちろん再提出されることについては問題はないとしても、それはそれなりの理由があつてしかるべきだと思ふけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

○辻政府委員 労働基準監督官分限審議会の場合には、四十六年の政府案と申しますのは、今回の案と違ひまして、中央労働基準審議会に統合するという案だったのでございます。今回御提案申し上げておられます案は、先ほど申し上げておりました、万一そういう事案が起りました場合には、必要の都度設置をするということに改めさせていただきますと考へておるわけでございます。

それから、厚生省関係の四審議会の統合でございますけれども、四十八年に御提案申し上げて以来、人口の老齢化でございますとか、精神病の増加でございますとか、いろいろと公衆衛生をめぐる諸情勢が変化をいたしておりますし、最近では、また公衆衛生の施策としても新しい施策も取り入れられたようでございます。こういう新しい事態に即応いたしまして、また新しい問題に対応いたしますためには、従来のような疾病ごと、事項ごとの縦割りの審議会では不十分ではなからうか、むしろ公衆衛生全般にわたる総合的な観点から御審議をいただくような審議会の方が望ましいのではないかと考へまして、四審議会を統合するという案を御提案申し上げた次第でございます。

○鈴切委員 昭和四十四年の七月十一日に閣議決定されております「審議会等の設置および運営について」の実施に向けて、行政管理庁としてはどのような決意で臨んでこられたか。また、今後どのような

のようにしてその実施方に向けて行動をなさるつもりでしょうか。

○辻政府委員 たとえば行政機関の職員を原則として審議会の構成員にしないというようなことにつきましては、今回相当程度繰り込んでおるわけでございまして、現在二百四十六のうち二百二十三の審議会に行政機関の職員が参加いたしておりますが、できる限りこれを除外するという方向で修正案を作成しているわけでございます。

それから、先ほど御質疑がございましたが、いわゆる座敷貸しの審議会につきましては、また委員の整理をいたしたわけでございまして、また委員の数につきましては、これを縮減するというところで、いろいろな措置を講じているわけでござい

この閣議決定の線に沿ひまして、今後とも推進を図つてまいりまして、今後とも推進

○鈴切委員 この「審議会等の設置および運営について」の第七項目は、「国会議員および行政機関の職員は、原則として、審議会等の構成員にしないものとする」というふうになつてゐるわけでありませう。これは昭和四十四年の閣議決定でありますけれども、今回幾らか行政機関の職員を外すというふうになつておられますが、現職の国会議員及び行政機関の職員をどうして委員から除外できなかったのか、その点についてはどうお考えでしょうか。

○辻政府委員 行政機関の職員が委員になつております審議会は、ただいま御報告いたしましたように、二百四十六審議会のうちのちょうど半数の百二十三でございます。これにつきましては、できるだけ除外するというので、今回約七十余りの審議会について措置をすることとしております。現在御審議いただいております法律で除外いたしましたものが三十八、その他別個の法律によりますものが一つございませう。それから政令で除外を予定しておりますものが三十四、そのほかに廃止に伴ひまして自動的に行政機関の職員が落ちるものが八ございませう。したがひまして、行政機関

職員が委員として残りますものは約四十ということになるわけでございませう。

そもそも、行政機関の職員を完全に排除するというのは必ずしも適当でないわけでございませう。閣議決定でも例外規定が入つてゐるわけでございませう。たとえば、所属の職員の人事とか分限を扱います場合、あるいはまた事業経営の当事者として公務員が参加する場合、三者構成の審議会でありませうとか不服審査のような審議会に参加いたします場合、それから関係行政機関の重要な連絡調整を行う審議会に参加する場合、こういうふうなものにつきましては、排除することがむしろ必ずしも適切でございませうので、そういうものについては残しておるわけでございませう。

それから国会議員を構成員としております審議会は、現在十六あるわけでございませう。国土関係審議会の統合あるいは台風常襲地帯対策審議会の廃止の結果、この数が七審議会ということになりまして、きわめて例外的な数になるわけでございませう。この問題は、何分にも立法院と行政府との接点に位置する問題でございますので、国会の御意向を十分承る必要があるわけでございませう。当面は現状のままの取り扱いをしてございませう。これは現状のままの取り扱いをしてございませう。今後とも検討させていただきますと考へております。

○鈴切委員 行政機関の職員はやはり原則として外すべきである。もし行政機関の職員の意見が必要であるということならば、それはオプザーパーとして意見を具申してもらえばよいというふうに私も思つてゐるわけであります。

それからまた国会議員についても、国会議員が入つてまいりませうと、やはり審議会の姿がゆがめられてしまふという点も必ずしもないとは否定できないわけでありまして、そういう意味から言ひますと、国会議員については、審議会の答申を受けて国会に提出されたいろいろの法案を通じて、国会議員が国権の最高機関としてこれを取り扱

ばいいわけであつて、そういう意味において、恐らく「審議会等の設置および運営について」、こ

の中で「国会議員および行政機関の職員は、原則として審議会等の構成員にしない」というふうな閣議決定をされたのではないかと私は思ふのでございませう。その点について御意見はどうでございませうか。

○辻政府委員 たいまお話しのように、「原則として」というふうになつてゐるわけでございませう。先ほど御説明申し上げましたように、今回の改正をさせていただきますと、行政機関職員の場合には残りが約四十ということになります。この四十は特別なものでございまして、たとえば所属職員の人事をやりますもの、外務人事審議会というものがございませうが、こういうようなものにつきましては、どうしても外務省の職員が参加を

する必要がございませう。それから事業経営の当事者として参加する場合と申しますのは、たとえば経済組合の審議会に共済組合事業の当事者として行政機関職員が参加するわけでございませうので、むしろ不可欠な要素でございませう。あるいはまた公務員制度審議会のような三者構成の審議会、あるいは審査会のような不服審査の審査会に代表として参加すること、これもむしろ必要であるわけでございませう。そのほか、関係各省が非常に多い施策の調整、こういうような場合に、それぞれの省を代表いたしまして行政機関職員が参加するというのも必要な場合があるわけでございませう。こういうものを例外といたしまして、残りは今回廃止をさせていただきますと考へております。

国会議員の場合には、先ほど御報告いたしましたように、改正後では七というわけで御報告いたしましたように、改正後では七というわけで御報告いたしましたように、改正後では七というわけで御報告いた

○鈴切委員 昭和四十四年七月十一日の閣議決定によつて、審議会の「委員の数は、原則として二十人以上とする」というふうになつておりますけれども、委員数二十人以上の審議会は幾つあります

○辻政府委員 百七十でございます。

○鈴切委員 昭和五十二年十二月二十三日の閣議決定「行政改革の推進について」の中で「審議会

等の委員構成等の改善」の項目に次のように書いてあります。「審議会等の委員構成等の改善については、昭和四十四年七月十一日閣議決定「行政改革計画について」別紙3「審議会等の設置及び運営について」に基づき、その推進を図ることとし、既設審議会等についての当面の措置として、次に、その構成等の改善を図るとともに、あわせて、行政簡素化の見地から委員数の削減を行う。」と大筋の方針を決定され、さらに「委員構成の改善により除外対象となる委員定数を削減するほか、委員定数が二十人を超える審議会等について、二十人を超える分について、原則として三割を目途に委員数の削減を行う。」となっており、昭和四十四年七月十一日の閣議決定の「委員の数は、原則として二十人以上とする。」との関係については、どうなっておりますか。

○辻政府委員 昭和四十四年の閣議決定も「原則として二十人以上とする。」ということでございますので、二十人以上であることを全面的に否定しているというのではないかと存じます。今回の措置は、たゞいま御指摘がございましたように、二十人を超える委員数の三割をめぐりにいたしまして委員数の削減を行うこととして行われているわけでございます。

○鈴切委員 二十人以上については三割を目途として委員数の削減を行うというふうにありますけれども、それに該当して削減される委員数は何名になりますか。そして、学識経験者が何名で、行政機関の関係者が何名になりますか。

○辻政府委員 この委員数の削減全体として申しますと約八百人を予定しているわけでございます。そのほかに審議会の廃止に伴う減がございまして、全体を合わせますと約千人近い委員数の減というふうになるものと考えております。

○鈴切委員 この千人の中で、行政機関の職員と学識経験者はどういふふうな割合になりますか。

○辻政府委員 そのうち約三百三十人が学識経験者でございます。

○鈴切委員 審議会の委員の総数は何名でしようか。

○辻政府委員 審議会の委員の数は、法律あるいは政令によりまして何人以内というふうな定めてある例が通常でございますが、そういう意味におきます審議会の委員の定数は、現在六千二百四十五人でございます。

○鈴切委員 そうなりますと、千人ということば、削減率は一六％にすぎないわけでありませうけれども、今回の審議会の整理というのは、これまでに活動が不活発であったり、あるいは設置目的、審議事項が類似しているものを整理したというだけであつて、実際には大掃除をしただけであると云われても仕方がないわけでありませうけれども、この審議会の整理に当たつて、各省庁のセクト主義による抵抗はございましたか。

○辻政府委員 もちろん、各省と調整をしなければなりませんわけでございますので、その折衝の経過におきましてはいろいろな議論があつたわけでございますが、その結果、先ほど申し上げましたように、対象といたしましたもの四十八、純減ペースで一五％減ということでございますので、私どもとしては、相当思い切つた整理統合ではないかと考えております。

○鈴切委員 国家行政組織法第八条に基づかないいわゆる私的諮問機関の性格をめぐつての混乱というものもありませんけれども、国家行政組織法第八条の審議会、協議会と私的懇談会との違いについては、どういふふうにお考えでしようか。

○辻政府委員 国家行政組織法八条に基づきます審議会と、いわゆる私的懇談会の差異についてはお尋ねでございますが、法律上の審議会は、審議会としての機関意思を決めるわけでございます。それを公の権威をもって表明する。したがって、必然的にそのための手続を持っているというところになるわけでございます。しかし、私的懇談会の場合には、懇談会としての意思というものはないわけでございます。そこに集まつた方々の自由な意思の表明交換ということでござい

ます。機関意思を決定するというものではない、したがつてそのための手続も必要でない、かような違いがあるものと考えております。

○鈴切委員 行政管理局関係の審議会として、行政監理委員会の所掌事務についてどのようになつていまいしょうか。その点について御説明願ひいたします。

○加地政府委員 行政監理委員会設置法の中で二条に所掌事務の規定がございますけれども、要約して申し上げますと、現在、行政管理局の中で行政管理局と行政監察局が業務をやっておりますが、その主要な業務についての基本的な事項につきましては意見を述べ、諮問に答申するということでございます。御承知のように、行政管理局におきましては行政改革の推進とあるいは毎年度、これは定型的な業務でございますけれども、各省の定員、機構の要求を受けまして審査をする、こういう事務でございます。監察局におきましては、行政運営の改善ということで、行政監察あるいは調査というものをやっておりますわけでございます。

○鈴切委員 行政管理局長官の諮問機関である行政監理委員会の委員長が行政管理局長官という一人二役の奇妙な形態を存続しておりますけれども、本来諮問機関は第三者の公平な立場から長官の諮問に応じて答申を出し、それを参考として政府としては尊重するというのが筋であるというふうにお考えのようですが、その点についてはいかがでございますか。

○辻政府委員 いわゆる大臣会長制の問題でございますけれども、審議会はできるだけ民間有識者中心の運営をするという趣旨から見直しまして、できる限り可能なものにつぎましては大臣会長制を廃止することとしたわけでございます。

現在でございます十四審議会の中で、法律改正によりまして二、政令改正による廃止を予定しておりますものが三、審議会自体が廃止されることになり、合致せまして六審議会が大臣会長制がなくなるわけでございます。しかし、中

には、各省にまたがる非常に重要な事項を審議する、そしてそれが閣議レベルに反映されるような仕組みにしておいた方が適当と考えられるものがあるわけでございます。そういうような審議会につきましては、大臣会長制を存置することにいたしております。

○鈴切委員 各省庁で設置をしている私的諮問機関の実態はどのようになっていまいしょうか。

○辻政府委員 私的懇談会の中でのいわゆる大臣レベルのものにつきましては、私ども組織法第八条の本来の審議会と紛らわしいことがあつてはいいけないというふうな意味で実情の把握をいたしておりますわけでございますが、その現在数は各省庁を通じまして三十九ということになっております。

○鈴切委員 国家行政組織法第八条に基づかない、いわゆる私的諮問機関が行政の組織を著しく乱しておつたという傾向があります。最近とみに事務次官あるいは局長、部長、次長、さらには課長段階での同種の機関が多数存在しているというふうな聞いておりますけれども、その実態についてはどのようになつていまいしょうか。

○辻政府委員 先ほど御答申申し上げましたように、私的懇談会と申しますのは、懇談会としての機関意思を決定するものではないのでございまして、いわば各省庁におきます行政運営として実施をしていくわけでございます。各省が行政を実施いたしていきます場合に、民間の有識者の方々の意見を聞くということは別に否定できないことと存じます。ある場合には望ましいこともあつていまして、その場合に数名の方々の御意見を同時に聞くということも間々あるわけでございます。ただ、それはあくまでもその参集者の方々の自由な意見の表明にとどまりまして、懇談会として意見を決定するというものではないのでございまして。

先ほど申し上げましたように、しかし、大臣決裁というような私的懇談会になりますと、省としての政策形成にも関係を持つてくる場合があり得るわけでございます。特に組織法の本来の審議会

との区別が紛らわしいということもございませうで、私も特にその分については把握をいたしておるわけでございますが、事務次官レベルあるいは局長レベルの懇談会、研究会、これは各省にあると思えますけれども、むしろ各省庁の個別の行政運営の必要に基づくものであると考えておりますので、詳細な実情につきましては、私も伺いたしましては正確には承知をいたしておりませう。

○**鈴切委員** 大臣の私的機関であるならばそれは明確に掌握をしていられるけれども、内部部局の私的諮問機関についてはよく承知をしておられない、こういうわけでありませうけれども、行政管理局はそういうふうなことに付いてかなり御関心をお持ちなんじゃないですか。

少なくとも昭和三十六年の四月十二日及び昭和三十三年の三月十八日に行政管理局の行政管理局長通達というものが出され、昨年三月三日に行われた文書課長会議においても、行政管理局に付いてはその改善方を口頭でおやりになっておる。

とすると、全然わからないというものに対してあなたの方からこういうふうなことで改善方を申し入れるわけはないじゃないですか。実態をお調べにならぬのですか。

○**辻政府委員** この問題につきましては、かねてから本来の審議会との区別を厳正にすべきであるという御指摘を受けておるわけでございますが、私も五十一一年にいわゆる私的懇談会の見直しを行いまして、整理するものは整理する。それから運営の是正を行いますものは運営の是正を行います、あるいはまた終期の設定を必要とするものは終期の設定を行うというように整理をいたしたわけでございます。そのときに主として取り上げましたものは、何と申しましても省庁レベルの審議会と紛らわしい私的懇談会、すなわち大臣決裁に基づいたものというのを主としたわけでございます。しかし、その趣旨につきましては、事務次官以下のものであっても同様である面があるわけ

でございますので、そういう私的懇談会あるいは研究会というふうなものにつきましては、各省におきまして紛らわしいという御批判を招くことのないように措置をしてほしいという旨の指導と申しますか、それをやっております。

○**鈴切委員** 要するに、内部部局の私的諮問機関というものについては紛らわしいというわけですから、それについて改善を図りなさいというように言われている以上は、行政管理局の方でその実態がわからなければ、それについての改善をしたかしないかわからないんじゃないですか。だから、その実態をお調べになる必要があるんじゃないでしょうかと私は申し上げているんですけれども、その点はいかがですか。

○**辻政府委員** たとえば局長レベルの問題になりますと、いろいろな技術的な基準を検討して決めます。いろいろの場合に、学者の方その他学識経験者の方の御意見を聞くことは、これは非常にあるわけでございますので、ある省庁によりましてはそういうものまで拾いますと相当な数がございませう。しかし、この問題は先ほど申し上げておりますように、その私的懇談会がそれ自体の意思を決定して政府に答申するというような問題ではございませんで、日常の行政運営の処理として行われているものでございませうので、そういうような点につきましては、まず細かく指示をするのもいかにかと考えております。ただし、各省庁に對しては、大臣レベルの私的懇談会と同様な趣旨で、必要な所定の措置を講ずるよう指導してほしいということを通達してあるわけでございます。

○**鈴切委員** 私的懇談会の経費というのはいくら出ておるのですか。また、委員手当等当然支払われていると思えますけれども、大臣の私的懇談会及び行政機関職員私的懇談会等の場合、どこからどれくらい出ておるのでしょうか。

○**辻政府委員** いわゆる私的懇談会の委員と申しますか、それに対しましては謝金という形で支出されていると思えますが、その全体の予算の中

に計上されておまして、その分だけ取り上げるということはないかと思っております。各省におきまして、全体につきましては把握をいたしておりませう。

○**鈴切委員** やはりこういう私的懇談会等の実態について、大臣、行政の中にあつてかなり紛らわしい点があるというふうにいま答弁があつたわけでありませうけれども、そういう点について、改善方について行政管理局としては言っているわけでありませうが、実際には内容は余り掌握されてない。そして、その私的懇談会の経費とかそういうものについてもどういふふうにかまわれているかわからない、野放しであるというふうなやり方は非常によくないわけでありませう。それについて大臣はどういふふうにお考えになりますか。

○**辻政府委員** 同じことを御答申申し上げるよう致意をいたしますが、御指摘のことは、これは省庁に置かれるわけでございますので、それと紛らわしいものがあるとするならば、大臣レベルのいわゆる私的懇談会であろうということであると思ひます。したがって、先ほど申し上げておりましたように、そのレベルのものにつきましては三十九というふうな数も把握をいたしては、再三申し上げるようでございますが、日常の行政運営に埋没している問題もかなり多いわけでございますので、全体を的確に把握するということにはなかなかむずかしいことではなからうかと考えております。

○**鈴切委員** 紛らわしい、紛らわしいということはいわゆる私的懇談会の意見書の取りまとめに当たっては、各個人の署名入り多数意見と少数意見または甲論、乙論、丙論とするなど配慮はもちろんながらも、重要施策などについても懇談会の意見を公然と行政施策に反映するといったようなものがあつて、そういう点について

ではやはり改善をしなければいけないだろう、こう言っているわけですから、それについて、私的懇談会の整理抑制方策については、行政管理局としては今後どういふふうに取り組んでいかれるつもりでしょうか。ちょうど時間になつたようでございますので、その点の答弁をいただいて、実は許認可事務の方の整理については時間がなかつたわけでありませうが、行政改革の一環としてさらにまだ法案がございませうので、そのときに質問を申し上げたいと思つておるわけですが、いまの点についてどうお考えでしょうか。

○**辻政府委員** もちろん私的懇談会の数がふえるということは望ましくないわけでございますので、全体として抑制するように今後とも努力してまいりたいと思つております。

その一つの方法といたしまして、先ほど申し上げましたが、終期を設定できるものは終期を設定いたしました。仕事が終わりましたらばこれを廃止するというにいたしたいと思つておる。

それから運営自体につきましても、たとえば意見とか答申とかいうようなことを出しますと本来の審議会と紛らわしい点がございますので、そういうことを避けるとか、名称とか参集依頼の形でございませうと、その他につきましても、各省に對して紛らわしいことがないように指導をいたしているわけでございます。

それから一つ、先ほどの御質疑のお答えに追加をさせていただきます。審議会総覧の諮問・答申事項のことについての御指摘がございました。先ほど、諮問、答申等ということで私申し上げたつもりでございますが、そのほかに、実質的な活動をしておりますものは、先ほど私の申し上げた数字に入れていないわけでございます。御指摘のございました税理士試験委員につきましては、試験を実施しているという実績がございませうが、公害健康被害補償不服審査会については不服審査、社会保険審査会についても不服審査、援護審査会についても同様でござ

いすが、不服審査の実績がございまして、先ほど私が申し上げました数字の中に入れてなかつたわけでございます。そこで、御指摘の数字と四つの差が出てきたわけでございます。補足いたしてお答え申し上げます。

○始末委員長 梅野泰二君。

○梅野委員 時間も大分すれ込んでいますので、私、最後ですから、なるべく質問もはしりませんので、答弁の方も簡潔にお願いしたいと思います。

初めに、審議会の整理法案関係でお尋ねしたいのですが、廃止すべきものという中に国民金融審議会が入っております。この廃止の理由は、一つは社会経済情勢の変化により必要性が低下した、二番目に活動不活発なもの、こうあるのですが、この審議会はどれに当たりますか。

○辻政府委員 先ほど御質問の御質問に対してお答え申し上げたわけでございますが、廃止の基準は、社会経済情勢の変化により必要性の低下したものと運営が不活発なものに、その他一般的な行政手段によりまして対処可能なものというものを考えておるわけでございます。国民金融審議会の場合は、その一番最後のものに当たろうかと思っております。

○梅野委員 国民金融審議会の権限は、国民金融公庫法の十条以下にあるのですが、総裁、監事の推薦、あるいは四半期ごとの事業計画、資金計画の審議その他、かなり重要な権限があります。ところで国民金融公庫というの第一条に目的が書いてあるのですが、「一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする国民大衆に対して、必要な事業資金の供給を行うことを目的とする。」という特殊な性格を持っているわけがあります。そこで、こういう非常に特殊な性格があるので、そういう性格に沿った国民金融公庫の運営がされるようにということでの審議会が設置された、したがって、この審議会はほかの審議会とは違ってかなり特殊な性格を持っているように思われます。要するに、国民各層の意見を反映

させて民主的なコントロールのもとに国民金融公庫を置くという、こういう趣旨だろうと思うのであります。

○梅野委員 現在国民金融審議会の運営状況ですが、これはどうなっておりますか。一それじや、質問を切りますから。少なくとも年四回開くことになっておりますが、これは開かれておりませんか。

○辻政府委員 過去三年の開催実績を申し上げますと、五十年度は七回、五十一年度、六回、五十二年、二月十五日現在で九回ということになっております。

○梅野委員 それから現在の委員の構成ですが、この公庫法の規定によりまして十人ということになっております。一つは「大蔵省銀行局及び中小企業庁を代表する者各一人」、二番目が「商業、工業、農業及び金融界を代表する者各四人」、三番目のラングが「国民大衆の利益を代表する者で国家又は地方公共団体の公務員以外のもの四人」、こういうことになっておりますが、私がいただきました資料によりまして八人しかおられない。あとの二人はどうなっておりますか。

○辻政府委員 十人申しますのは法律上の最高限度でございますので、ただいま御指摘のように、現在八人の委員が任命されているものと承知しております。

○梅野委員 最高限度と言ったって、「審議会は、委員十人をもつて組織する。」と書いてあるから、十人いなければいけないんじゃないか。

○辻政府委員 失礼いたしました。十人ということになっております。失礼いたしました。ただいまのところ二名欠員になっておりますものと承知をいたしております。

○梅野委員 そこで、この一号に当たる銀行局長と中小企業庁長官、これは二人おられる。それから二号に当たる「商業、工業、農業及び金融界を代表する者四人」というところが一人欠けているわけですね。「農業を代表する者」という人が入っていない、これはどういわけですか。

○辻政府委員 四月二十日現在では「農業を代表する者」と「国民大衆の利益を代表する者」各一名が欠員になっておりますように承知いたしております。

○梅野委員 欠員の理由は何ですか。

○辻政府委員 具体的任命につきましては大蔵省の所管でございますので、私も詳細は承知いたしておりません。

○梅野委員 大蔵省お見えになってから、お答えください。

○大橋説明員 お答えいたします。私、全く担当しておりませんので、突然の御質問でお答えできません。

○梅野委員 あらかじめ連絡してあるじゃないですか、これがわかる人が出ていたかのように。あとも聞いておいてください。

それでは「国民大衆の利益を代表する者四人」となっておりますが、これも一人欠けていますね。ところが、国民大衆の利益を代表する人というのは、全国商工会連合会副会長それから東京商工会議所副会長、もう一人が全国クリーニング環境衛生同業組合連合会副会長、こうなっておりますね。東京商工会議所の副会長が国民大衆の利益を代表するということになります。これはどういわけですか。

○辻政府委員 任命されております委員の現職につきましては、ただいまお話ししたとおりでございます。任命権者でございます大蔵大臣が適当と判断いたしました。人選をいたしましたと考えております。

○梅野委員 もう一つは、同じ十条の五項に「委員を任命する場合において、その委員の選定に当たっては、各地域における利益が適当に代表されるように相当の考慮を払わなければならない。」と書いてある。つまり地域代表の性格も委員には持たせなければならぬと書いてありますが、現在のこの委員がどの地域を代表されておりますか。

○辻政府委員 ただいまの委員の現職を見ますと、東京の方あるいは大阪方面の方もおられるよ

うでございまして、その法律の規定に基づきまして、任命権者であります大蔵大臣が適切な人選を行っているものと私どもは承知いたしております。

○梅野委員 どうも行管はそういうことは一向にお調べになっていないようでございます。つまり、東京と大阪の人はかりにいたって、これは地域代表にならないわけですね。それから商工組合中央金庫の理事長が工業代表になっておりますが、これも金融界の代表なら話わかるけれども、工業代表というわけにいかないだろうと思う。いずれにしても、農業代表もいない、それから国民大衆の利益を代表すると言えぬ人はほとんど入っていない。これが現在の国民金融審議会の委員構成だと思っております。

そうしますと、私先ほど申し上げましたように、国民金融公庫法第一条に規定されている、この国民金融公庫の特殊な性格ですね、一般金融機関から金を借りられないような庶民のために融資をするんだ、そのために国民の声を反映するような人を審議会の委員にして、本来の趣旨に沿う運営をするという、こういうことが無視された結果、現在社会情勢の変化に適切しないような、あるいは活動が不活発なような、そういう審議会になっているように私には思われる。それで、この審議会を廃止して、国民金融公庫が本来の目的に沿うように、つまり国民の声を反映したり、民主的なコントロールを一体どこでするおつもりでございませうか。

○辻政府委員 国民金融審議会を今回廃止の対象に取り上げました理由は、先ほどお答え申し上げたとおりでございます。必ずしも社会情勢の変化により必要性が低下したもので、あるいは活動実績が不活発なものには該当いたしませんけれども、他の一般的な行政手段によりまして対応可能ではないかと考えたわけでございます。

もう少し具体的に申し上げますと、御承知のように、近來国民金融公庫の事業の運営は軌道に乗ってまいりましたので、当初このような審議会を

存置してきた意義はおおむね達成されたと言えるのではないかと。また、他の公庫の場合を見ても、このような運営に関する審議会というものは置かれていないわけでございますので、この点を考えまして、廃止をしたらどうか考えたわけでございます。もちろん今後とも廃止したからしつ放しということではないわけでございます。関係方面からいろいろと意見を承る、あるいはまた各省との連絡を緊密化するということは当然でございます。そして、そういう一般的な行政手段によりまして対応可能ではないか、かように判断をした次第でございます。

○梅野委員 現在、国民金融公庫が本来の性格で運営されるようにという目的をおおむね達した、そういう現状にあるというふうには、私もは考えていないのです。それでは、現在の国民金融公庫の役員はどなたがなさっておられるか、説明してください。

○辻政府委員 総裁は佐竹浩さん、そのほか副総裁一人、理事が六人、監事一人というように承知いたしております。

○梅野委員 時間の関係もありますし、私、手元に資料をもらっておりますから。総裁は佐竹さん、副総裁が平井さん、理事が美藤さん、塚本一朗さん、村瀬さん、三枝さん、伊勢谷さん、平松さん、監事が赤城清さん、これだけの役員の中で役人出身でない方はおられますか。

○辻政府委員 手元の資料によりますと、公務員出身者が四名、その他が五名というように承知をいたしております。

○梅野委員 ちよっと聞き取れなかったのですが、公務員出身者は四人ですか。

○辻政府委員 公務員出身者が四名と承知をいたしております。

○梅野委員 そうすると、公務員出身でない人が五名とおっしゃったのですが、これはこの役員にならる前は公務員じゃなかったかもしらぬけれども、もともと役人じゃないのですか。前歴の中に役人という経歴がない人はいますか。

○辻政府委員 ただいま詳細の履歴を手持いたしておりますが、たとえば佐竹総裁は大蔵省の出身でございます。

○梅野委員 全部言ってくださいよ。

○辻政府委員 ただいま四名と申し上げました中で申しますと、平井副総裁は大蔵省、行政管理局の出身でございます。三枝理事は通産省、伊勢谷理事は大蔵省というように承知をいたしております。

○梅野委員 大蔵省お帰りになりましたか。——ほかの五名の方は全部役人出身じゃないのですか。私はそう聞いています。

○辻政府委員 ただいま詳細な履歴を手持いたしておりますので、至急調査をいたします。

○梅野委員 どうも答弁が不十分で先へ進めないのですが、私が聞いたところでは、現在の役員は全部いわゆる高級官僚出身、これもまた天下り先になっていくのです。こういう人たちが全部役員を占めて国民金融公庫が運営されるに至っているわけですね。しかも審議会が廃止される。こうなれば、国民金融公庫というのはいくらも本来の趣旨から離れた運営がされるおそれがある。そこが大変心配なところでありまして、ですからこの審議会も、まあいろいろの審議会がありまして、やはりそれぞれその審議会について十分にその実情を把握されて、本當に廃止した方が本来の趣旨に沿うのか、あるいは現在は何が何だかわからぬようになっていくけれども、これはもつと強化充実した方がいいのか、そういうことを前提にこの整理案を出していただきませんか、ただ数を合わせればいいというものではないと思うのです。長官、一体この辺はいかがでしょう。

○辻政府委員 もちろんただ数を合わせればいいと考えているわけでは毛頭ございませんで、先ほども申し上げましたように、廃止につきましても三つ基準を考えまして、社会情勢の変化により必要な性の低下したもの、あるいは運営の実績から見まして開拓活動の不活発なもの、それからほかの行政手段によって対応可能なもの、この三つの基

準を考えて見直したわけでございます。また統合につきましても、設置目的、審議事項等が類似しているものは統合する、第二番目には、必ずしもそうでなくても統合によりましてより広い見地からの審議会が可能になるもの、第三番目は、ほかの審議会に統合いたしました部会として運営することが適当と考えられるもの、このような三つの基準、廃止について三つ、統合について三つでございますが、その基準をもちまして全体の二百四十六の審議会を見直した結果、今回御提案申し上げたような改正案を考えたいわけでございます。

○梅野委員 大蔵省お見えになったようですか。先ほどの役員の数、わかりましたか。——それは先に進みます。

労働基準監督官分限審議会、これは、先ほどもちよっと御質問がありましたので、私、要点だけお尋ねしたいのですが、労働基準監督官の罷免について同意を与えるという、ただそれだけの目的で設置された審議会ですね。そこで、この労働基準監督官というの、言うまでもないと思っておりますけれども、労働基準行政をやるという仕事でありまして、ただこの仕事は、その性質上、外部からの圧力あるいは誘惑というものが十分考えられる、そこでどうしても身分保障をきちんとしておかなければならない、こういうことで、この労働基準監督官の身分保障については労働基準法がつけられた当時も十分論議されたところで、労働基準法を實際つくりられた松岡教授などの本を読んでも、まして、ILOの第五回勧告、これは一九二三年です。大蔵省の勧告、これをいれて身分保障の問題を規定したのだ、こういうふうにしておられる。

ですから、これはもう古くから国際的にも確立された原則なんです。その後ILO八十一号条約というものが批准されておりますが、これはわが国も批准しております。その第六条には「監督職員は、分限及び勤務条件について、身分の安定を保障され、且つ、政府の更迭及び不当な外部からの影響と無関係である公務員でなければならぬ」というふうになっております。こういうことを考えますと、労働基準監督官の身分保障といたするのは十分過ぎるぐらい十分しておかなければならないのに、今度その身分保障の柱であるこの審議会が労働省設置法から削られるということになった。一体今後どういうふうにして労働監督官の身分を保障するつもりか、それをお伺いしたいと思っております。

○辻政府委員 労働基準監督官分限審議会は、ただいま梅野委員の御指摘になりましたように、基準監督官の罷免事案についての同意を審議するたためのものでございますから、むしろそういう事案がない方が望ましいわけでございます。現実にも審議事案はまれにしか生じないわけでございます。

そこで、今回の考え方は、常設の審議会としては整理をいたしたい、しかし方が一監督官を罷免するような事案が生じた場合にはその都度設置することにしたい、かような考え方でございます。したがって、審議会の設置根拠でございます。労働基準法の規定はそのまま存続をいたすわけでございます。労働基準監督官機関令に分限審議会の委員の選任手続をあらかじめ規定するということもいたすつもりでございます。御指摘のような労働基準監督官の身分保障機能が後退するということにはならないと思っております。

○梅野委員 労働基準監督官から見ますと、常時設置されていることに意味があるのです。しかも、その審議会のメンバーがどういうメンバーで構成されているかということがわかって、万一場合にはそうしたメンバーが審議会を公正に判断してくるのだという、それがなければ保障にならない。罷免された後、にわかには審議会をつくられてみたら、一体だれが審議会になるのか、これがわからなければ不安でしようがない、こういうことにならぬと思うのです。労働省設置法からの審議会を切り離してしまおうと、労働基準法の九十九条にしか根拠規定がなくなるこ

とになります。この九十九条を根拠にして常置するということではできないのですか、それを伺います。

○辻政府委員 私どもの考え方は、先ほど申し上げましたように、事案もきわめてまれにしか生じないものでございますので、常設の審議会としては必要がないのではなからうか、ただ、万一生じた場合には、その必要の都度設置をすることができれば足りるのではないかと、かような考え方でございます。

○梅野委員 常設できるかどうかと聞いています。

○松井説明員 労働省でございますが、若干補足して説明させていただきます。

ただいま辻官長が申されましたように、労働基準法九十九条四項では「命令で定める労働基準監督官分限審議会の同意」という方法を命令に委任していることから見まして、この審議会の設置の根拠になるという解釈をとっているわけでございます。

ところで、今回の「命令で定める」ということになってまいりました、その都度設置という方式になりますと、常時このような構成に基づきまして具体的な顔ぶれを用意しておくということができないという一つの進みは出てまいらうかと思ひます。この点につきましては、このような欠陥を補うために、新たに監督機関におきましてあらかじめ候補者リストともいふべきようなものを用意するというようなことをして、そのリスト

に基づきまして、基づくとして申しますか、それぞれこのような構成の人を用意したリストをあらかじめ作成しておきまして、それで、職員代表に当たるような人もあらかじめリストに加えておく。そのリストに加えることにつきましてはあらかじめ同意も実質的にもらっておくというような方法を講じますれば、このような違いというものも解消されてくるのではなからうかと私ども考えておるところでございます。

○梅野委員 私が伺ったのは、一つは、設置法から削られてしまうと、この審議会は労働基準法九十九条では法律上常設ができなくなるのかどうかということをお伺いしたのです。私はこれでもできるのではなからうかと思つておるのです。ただ、政府の考え方は、ともかく常設は必要ないのだ、こういう考え方は、すね。しかし、いまの労働省のお話で、候補者リストを用意しておくぐらいなら、なぜ常設して審議会委員を任命できないのですか。同じことじゃないですか。

○辻政府委員 私どもの考え方は、先ほど申し上げましたように、常設としては必ずしも必要ではないのではなからうか、したがって必要の都度設置するので足りるのではないかという考え方でございます。もしも常設であるということでございますれば、設置法に残す方が現在の法体系からは素直な考え方であらうと思ひます。

○梅野委員 おっしゃるとおりで、設置法に残す方が素直ですね。ですから、何もこれは削る必要はないと思つておるのです。大して予算がかかるわけではないし、それから、いまおっしゃったように、これはしょっちゅうこの審議会が開かれて問題になるようなことでは困るわけでは、めつたに罷免なんということがあるのは困るわけでは、しかし、いざというとき、ということとは、これはもうこの審議会の本来の性格ですから、そこを考えると、何も設置法から削除する今日の理由というものは全くないように私は思われます。仮に設置法から削除するとしても、労働基準法九十九条を根拠に従来と同じような常設の審議会ではできません

すから、ひとつ常設の審議会にしておいていただきたい。それがだめでも、いまおっしゃるような候補者リストだけは常にあって、必ずその人が審議会委員になるといふふうな労働基準監督機関令で、これを整備しておいていただきたいと思ひます。

○藤田説明員 大蔵省の方からお答え申し上げます。先生の御質問、まず第一点は、国民金融審議会の委員が二名欠員になっておられるけれども、その理由はどういうことであつたのかというお尋ねだと思ひますが、その点につきましては、私どもも鋭意後任を物色いたしたわけでございます。たとえば農業界代表につきましては、農林中金の理事長を従来からお願いしておるわけでございまして、農林中金の理事長は他の審議会の委員を兼ねておられまして、いずれも審議会の委員を辞職された後、ぜひ国民金融審議会の委員として参加をしたいと思いますとお話でございましたので、その委員の兼職が減るのを待ちましておつた、こういうことでございます。それからさらに、国民大衆代表の委員がやはり一名、五十二年の三月以来欠員になっておられますが、これにつきましてもいろいろと御推薦をいただき、われわれも鋭意努力したわけでございまして、御都合が合わなかつたり、また審議会の委員の兼職数の問題とか、そういう問題がございまして、今日まで後任を任命するに至らなかつたわけでございます。この点につきましまして、ここにおわび申し上げます。

それから第二点は、国民公庫の理事の経歴が役人出身が多いのではないかと、いろいろお話をございしますが、確かに総裁、副総裁、それから理事の六名のうち二名の理事がそれぞれ役所出身でございまして、ただ残りの理事四名は、私が知つておる限りでは、充足以来公庫に勤務された公庫プロパーであるというふうに聞いております。

○梅野委員 ちょっと時間がありませんので、さうらに追つかけませんけれども、農業界の代表と言つたつて何も農林中金の理事長をお願いする必要はないじゃありませんか。国民大衆代表というならもつと広く求めれば何ほでもいるはずなんで、限られたところからやられるから三つも四つも兼ねる人ばかりになる。これでは審議会の委員構成の本来の趣旨じゃないです。

○藤田説明員 公庫理事の点でございますけれども、私どもが履歴としていただいております限りでは、四名の理事はそれぞれ公庫プロパーの方でございます。公庫の業務部長、人事部長、こういったものを歴任の上理事に就任された方でございまして、この経歴につきましては、後刻文書でもって御提出申し上げます。

○梅野委員 それでは認可の整理法案の方に移らしていただきます。

今回の整理法案、一通りお聞きした範囲では、いづれも当然さういつた簡略化が行われてもいゝというものだけのようには思ひます。大変結構だと思ひますが、ただ、むしろなぜその程度のもので今日まで廃止されなかつたのか、調べてみればもつともつと簡略化するなりやめてしまふなりというものはあるはずだと思ひます。ひとつこの点は行管の方で今後とも詳細に調べていただきたいと思います。各省庁には何でも残しておきたいという考えがあるようですから、多少の抵抗があるかも知れませんが、やらないといふような手続は省略する、簡単にすおります。

そこで、この法案に関連して一つお聞きしておきたいのですが、やや実態に触れる話ですけれども、消費生活協同組合に対する酒類販売免許のこと

とについてお聞きしたいと思ひます。

初めに伺いますが、この免許は酒税法が根拠になるわけですが、一体酒税法の立法趣旨とこのをどうお考えになっておられるか、行管でも大蔵省でもどちらでも結構ですが、お伺ひしたいと思ひます。

○大橋説明員 お答えいたします。

酒税法は、国家財政の中できわめて重要な財源になっております酒税を確保するための法律でございます。

○梅野委員 私は、酒税法というものの立法趣旨というのは酒税の確保、保全にある、本来この一点にあると思つて居るのですが、それでよろしゅうございませうか。

○大橋説明員 それで結構でございます。

○梅野委員 そこで、酒税というのは酒が製造されて販売されるの時点で確保されるようになっておりますか。

○大橋説明員 酒税の課税につきましては、国内の業者の場合には、製造者から酒類が移出される場合、蔵から出される場合でございます。それから輸入酒類につきましては、通関の時点で課税がなされます。

○梅野委員 そういふことですから、蔵出しの時点ということになれば、酒税を取り損なうかどうかは、醸造元、酒の製造業者のところをしつかり押さえておけばいい、こういうことになるはずですね。

そこで、いま酒税については、まかり間違つても税を取り損なわないような手だてが何重にもしてあると思ふのですが、酒造業者がつかれるというふうなことで酒税を取り損なつた、こういうのが年に何件かあります。

○大橋説明員 お答えいたします。

ただいまの先生の御質問は、酒販業者がつかれた場合に税を取り損なつたということであるか、あるいは両方ございませうけれども、酒販業者の側産によりメーカーが倒産した事例というのは、現在では免許制度が販売店にまでしかれております

関係上その数多くはありませぬが、ございませぬ。それから製造業者の中で倒産することによつて酒税の確保ができなかつた事例も若干ではございませぬが、ございませぬ。一般的には酒造業者の場合には、非常に経理内容が悪くなりまして、酒税の保全担保というふうなものを徴求することが多うございませぬので、いわば過去の滞納というふうな形になりまして、比較的回収は多くなされて居るというのが実態でございます。

○梅野委員 もう少し詳しく聞きたいのですが、時間がありませんから……。恐らく販売業者がつかれたつて直接関係がないから、醸造元がつかれない以上は酒税はちゃんと取れるわけですから、こんなことは年に何回も、めつたにあり得ないと思ふのです。

ところで、そういうことだとすれば、酒税法による酒の販売の免許です、製造の免許の方は酒税の保全に直接関係があるわけですが、販売の方の免許というのはこの酒税法の趣旨から言へばもっと簡単に与えてもいゝように私は思ふのです。ところが現実にはこれがなかなかむずかしい。生活協同組合が酒の販売の免許申請をしますと、まず生活協同組合には員外利用というのがある、これが原則的に消費生活協同組合法で禁止されて居る。そこで例外的には行政庁の許可を受けなければ員外利用ができないことになつて居るのです。この員外利用の許可をとつてこないで免許を与えない、こういう実情にあるようですけれども、これは一体なぜそういうことになつて居るのか、御説明願ひたい。

○大橋説明員 お答えいたします。免許でございますが、新規免許の件数というものはおのずから限度がございますので、その限られた免許を付与する場合には、酒類販売業者として最もふさわしい方々に優先して付与するということが好ましいわけでございます。こういう観点から申しますと、生協の場合は、販売先が原則といたしましてその構成員に特定されて居るということになつておりますので、員外利用の許可のな

い生協に免許を与えられた場合には、その地域の一般消費者はその免許によりまして利便を受けることができないというところがございませぬために、消費者の利便あるいは酒販店の適正配置、こういったような観点から、生協の免許につきましては員外利用の許可を受けて居ることを要件の一つとして居るわけでございます。

○梅野委員 そこで、員外利用の許可が必要だといふのは通達が出て居るようですね。この通達が出て居るのですが、なぜ特定の構成員を持つ法人は原則として免許が出せないのか、これを説明していただきたいのです。

○大橋説明員 お答えいたします。生活協同組合法の第十二条の三項によりまして、消費生活協同組合につきましては原則的に員外利用が禁止されて居ります。ただ同規定のただし書きによりまして、当該行政庁の許可を受けた場合は員外利用ができるといふ形になつて居るわけでございます。それで、その十二條四項では、員外利用をさせても中小小売商の事業活動に影響を及ぼさないと認められる場合には員外利用の許可を与えることができることになつて居るわけでございます。

したがいまして、員外利用の許可を酒販免許の一つの要件といたしましても消費生活協同組合と矛盾するものとは考へておらないわけでございますが、この中で酒販免許というものは地域住民に対する酒類の円滑な供給ということにも配慮して居りまして、そうした意味で、生協免許につきましても、当該地域の住民がその利便を平等に得られるようにする必要があるので、員外利用の許可を条件として居るわけでございます。

○梅野委員 私の質問に直接答へていただきたいのです。私は生協法の員外利用がなぜあるかなんといふことを聞いて居るわけじゃなくて、大蔵省の酒販免許の要件を決めた通達にそういう特定の構成員を持つ団体であつてはいかぬとあるが、これはどういふ理由かと聞いて居るのです。こういう制限をする必要は全くないやありませんか。

か。

○大橋説明員 お答えいたします。員外利用がない生活協同組合の場合でございますと、員外者はその生協は利用できないわけでございます。その場合にはもう一つ近くに酒販業者の方の免許が必要になつてくるということになるわけでございます。そういたしますと、ともに経営の基礎が弱体化して、それが将来ひいては酒税の保全というものに影響を与えるということから、原則といたしまして一般的な消費者の利便に、どなたも利用できる、そういう意味で、員外利用のある生協の場合を除きましては許可を付与して居ないわけでございます。

○梅野委員 時間がありませんので……。どうも議論がかみ合わないのですがね。私はこの通達自体がおかしいと思つて居るのです。お聞きしますと、この通達の根拠は、酒税法の十條の十一号「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与えることが適当でない」と認められる場合、こゝ書いてある。ところがどうも根拠だといふふうにおつしやるが、この十一号からはそういう特定の構成員を持つ法人、団体には与えてはいけないという根拠にならぬのです。だからこの通達は法律上の根拠がない通達だと思ふ。生活協同組合というのは確かに組合員の自主的な組織ですよ。自分たちの消費生活を守るためにね。原則としてその組合員だけに酒を売りたい、免許をしてくれといふ、なぜ——さつきから酒税の保全というものが酒税法の唯一の目的だとおつしやるのです。そこへ売つたからといって、その酒税を取り損なうなんといふことはいかぬやないですか。

だからいま酒税の免許制度というのは本来の趣旨から非常に外れて、言つてみれば免許権限が乱用されて居るといふか、当然出してもいゝような免許をなかなかおろさない、それでいるんか、こういう通達をつくつて、何かこれはまるで小売業者の需給の安定、つまりたくさん酒を売るのが出たら既成の小売業者は大変だ、困るといふ。そういう

○大橋説明員 お答えいたします。生活協同組合法の第十二条の三項によりまして、消費生活協同組合につきましては原則的に員外利用が禁止されて居ります。ただ同規定のただし書きによりまして、当該行政庁の許可を受けた場合は員外利用ができるといふ形になつて居るわけでございます。それで、その十二條四項では、員外利用をさせても中小小売商の事業活動に影響を及ぼさないと認められる場合には員外利用の許可を与えることができることになつて居るわけでございます。

したがいまして、員外利用の許可を酒販免許の一つの要件といたしましても消費生活協同組合と矛盾するものとは考へておらないわけでございますが、この中で酒販免許というものは地域住民に対する酒類の円滑な供給ということにも配慮して居りまして、そうした意味で、生協免許につきましても、当該地域の住民がその利便を平等に得られるようにする必要があるので、員外利用の許可を条件として居るわけでございます。

○梅野委員 私の質問に直接答へていただきたいのです。私は生協法の員外利用がなぜあるかなんといふことを聞いて居るわけじゃなくて、大蔵省の酒販免許の要件を決めた通達にそういう特定の構成員を持つ団体であつてはいかぬとあるが、これはどういふ理由かと聞いて居るのです。こういう制限をする必要は全くないやありませんか。

○大橋説明員 お答えいたします。生活協同組合法の第十二条の三項によりまして、消費生活協同組合につきましては原則的に員外利用が禁止されて居ります。ただ同規定のただし書きによりまして、当該行政庁の許可を受けた場合は員外利用ができるといふ形になつて居るわけでございます。それで、その十二條四項では、員外利用をさせても中小小売商の事業活動に影響を及ぼさないと認められる場合には員外利用の許可を与えることができることになつて居るわけでございます。

したがいまして、員外利用の許可を酒販免許の一つの要件といたしましても消費生活協同組合と矛盾するものとは考へておらないわけでございますが、この中で酒販免許というものは地域住民に対する酒類の円滑な供給ということにも配慮して居りまして、そうした意味で、生協免許につきましても、当該地域の住民がその利便を平等に得られるようにする必要があるので、員外利用の許可を条件として居るわけでございます。

ことを保護しなければいかぬというふうなことで考えられている。しかし、これは酒税法を根拠としてそんなことはできないはずですね。それは商調法なり何なりそういう別個の法体系から考へられるならこれは別ですよ。大蔵省が酒の免許をおろすについてそんなことまで配慮するということが非常におかしいと私は思う。

いろいろ見ますと、結局生活協同組合に免許をおろすに既存の酒の小売業者の組合からいろいろやかましく言われるという、どうもそういう圧力のように思われるのですね。なぜ困るかといいますが、生協は自分たちでつくった組織ですから、自分たちの組合員に安く酒が売れるのですよ。特級酒で大体百円ぐらい安く売っている。一級酒で八十円ぐらい、ビールの大びんで十円から十五円、ウイスキーのオールドで百十円、角で九十円というふうに安く売れるのです。生協に安く売られれば既存の小売業者も安く売らなければいかぬわけですね。安く売って一体営業は成り立たないのかと言ってしまうと、十分成り立つわけですね。自分たちだけだったらいまままでどおり高く売れる、しかし、生協が入ってくると安く売られて困る、こういう業者の利益を守るために免許をなかなかおろさないというふうなことがあっては、これは免許制度の乱用だというふうに私は思います。

時間が来ましたので、いずれまた後にしますが、いま免許を申請しているのになかなか免許をおろしてもらえないという。生協関係でいきますと、二十九申請しているのに十三がまだ宙ぶらりんになっているのですね。ひどいのは二年以上宙ぶらりんのままというのが七件ある。しかも、免許をおろすときにも小売業者の意見を聞いて店頭だけならいい、配達しないならオーケーします、そういう条件をつけてやっとなかなか免許をおろす、こういうことになっている。私はこういう免許制度こそ、審議会の方に書いてあったけれども、社会情勢が違ってきたという点を考えますと——かつてのように酒というのが指数などがあ

って、米の配給と絡んで米の割当がたぐさんあるという時代には、免許にはそれなりの配慮が必要だったということだったかもしれませんが、今日そういうことはありませぬし、酒だって日本酒だけでなく洋酒とか非常に広がった。酒だけが特別にそういう免許でもって言ってみれば営業の自由の範囲が狭められる時代ではなくなつたと思うのですね。ひとつその辺をお考えいただきたい。

ずばり申し上げれば、酒に関しては、製造業については酒税の保全という本来の酒税法の趣旨からいって免許制度を続ける必要があるかもしれませんが、事販業者に關する限りは、免許なんというものは要らぬと思うのです。それから自動販売機で酒を売って、いろいろ交通事故を起こすおそれがあったり、青少年の不良の温床になる、やめろというふうな御意見がありました。そこで自動販売機で酒を売るのは免許をおろさないことになつたようでありましたが、これはこれで私は結構だと思えますよ。しかし、これは酒の免許をおろさないということによつて規制する性質のものじゃないのです。青少年の不良化防止というならば、それは別個の警察の法体系でもってやるべきでしょう。免許ということでもってそういう規制をするのは間違いだとは私はおおります。

皆さんお待ちです、少し足りないのです、これで終わらしていただきます。どうもありがとうございます。

○始関委員長 これにて兩法律案に対する質疑は終了いたしました。

○始関委員長 この際、高島修君から、審議会等の整理等に関する法律案に対する修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。高島修君。

審議会等の整理等に関する法律案に対する修正案
案
〔本号末尾に掲載〕

○高島委員 ただいま議題となりました審議会等の整理等に関する法律案に対する修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付いたしておりますので、朗読は省略させていただきます、その趣旨を申し上げます、御承知のように、今国会に農林省の省名を農林水産省に改めることなどを内容とする農林省設置法の一部を改正する法律案が別途提出されているのでありますが、同法律案の審議状況にかんがみまして、この際、本法律案中に「農林水産省」とあるのを「農林省」に改めようとするものであります。

よろしく御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○始関委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○始関委員長 これより審議会等の整理等に関する法律案及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。上原康助君。

については、これを廃止する措置をとらうとするものであります。また、設置目的、審議事項等が類似しているもの等については、これを統合することとし、審議会等の委員を縮減することが主な内容になっております。

わが党も、国政多年の懸案である行政改革に全面的に反対するものではなく、本法案についても全くその必要性を認めていないわけではありませぬ。しかしながら、特に以下に指摘する諸点を中心として、委員会審議を通じて納得いく説明がなされず、問題がなお残っておりますので、本法案に反対せざるを得ないのであります。

その中には、離島振興対策審議会、豪雪地帯対策審議会、特殊土じよう地帯対策審議会等、その性格、地域性が全く異なるものを統合しようとしているのであります。

このことは、新設される国土審議会の今後の運営、運用いかによつては、地域性、特殊性が無視される懸念が生ずるからであります。

反対するその第二は、厚生省に係る中央精神衛生審議会、栄養審議会、結核予防審議会、伝染病予防調査会の四つを公衆衛生審議会に包含しようとしていることでもあります。

この四つは、これまた全く異なる審議会であるにもかかわらず、しかも第七十一国会に厚生省設置法の一部改正案として提出され、審議されたのであります。これらの審議会、調査会は、より整備拡充を図っていく必要があるとして修正可決されたいきさつがあるのであります。

その後若干の状況変化はあったにしても、これら審議会、調査会を公衆衛生審議会に統合せねばならない根拠とはなり得ないと考えるのであります。

反対するその第三点は、労働基準監督官分限審議会を労働省設置法から削除しようとしていることでもあります。

この審議会は、労働基準監督官の身分保障上の歯どめの役割りを果たすものであり、労働監督行政の面から設置法に基づく審議会として存置させておく必要があるものであります。

反対するその第四は、国民金融審議会を廃止しようとしていることであります。

国民金融公庫は、一般の金融機関から融資を受けられない国民大衆に必要な事業資金を供給する目的で設置され、特殊な性格を持つ金融機関であります。この特殊性に着目して、国民金融公庫の運営に国民大衆の声を反映させ、国民的コントロールを加えるために設置されたのが国民金融公庫であります。その趣旨を全うするため、国民金融公庫法は、審議会の委員構成についても、商・工・農業を代表する者四人、国民大衆の利益を代表する者四人をもつて充てることになつております。しかるに最近の審議会は、その本来の趣旨に反し、委員構成においてもその運用においても、審議会の存在価値が無視された状況となつております。本審議会はむしろ本来の設置目的にかなうよう改革強化し、国民金融公庫が広く庶民大衆のためのものとなる審議会とすべきであり、廃止すべきではありません。

以上が本法案に反対する主な理由であります。行政改革は、単なる形式的なもの、あるいは国民の必要性を否定した統廃合であつてはなりません。わが党は、行政改革は国民各層の期待とコンセンサスの上に進められるべきであると考え、そのことを強く要求し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○始開委員長 柴田陸夫君。

○柴田陸夫委員 私は、日本共産党、革新共同を代表して、審議会等の整理等に関する法律案に対し、反対の討論を行います。

そもそも審議会制度は、戦後の行政民主化の中で行政運営に国民各層の意見や関係各方面の専門的知識を導入し、国民全体に奉仕する公正、民主的で効率的な行政運営を確保するために、行政委員会とともに広く採用された制度であります。し

かし現実には、大企業役員や財界代表が、政府関係者とともに重要な地位と比重を占め、主要な審議会のほとんどすべてを大企業奉仕の許可等の決定や官僚的行政の隠れみのとして悪用しているという現状にあります。したがって、今日の審議会制度改革の中心問題は、こうした現状に抜本的なメスを入れ、その構成、運営を民主化して、審議会制度を、国民全体に奉仕する公正、民主的な行政運営を確保するために活用に活用するということとなければなりません。だが本案は、こうした民主的改革的課題に真正面からこたえていないというだけでなく、全体としてはこれと逆行するものになつております。

本案には、行政機構の簡素化、効率化を図るとともに、一定の審議会について委員構成の一定の適正化を図るなどの改善部分がありますが、法案全体としては重大な欠陥、問題が随所にあります。第一に、本案は審議会の数を減らすことを主眼にしており、ただでなく、そのやり方は国民金融公庫の民主的運営を確保するための国民金融審議会や労働基準監督官の身分保障のための労働基準監督官分限審議会など、国民生活や国民の民主的権利と密着した各種審議会を廃止しながら、大企業奉仕型、官僚的行政隠れみのの型のものには何一つ手をつけようとしておらず、全体としては行政機構から民主的要素を奪うものとなつております。また、審議会統合についても、審議会の数を減らすことに熱中する余り、国土開発関係の十四の審議会を一括統合するというような行き過ぎがあり、統合により規模が大型化し、その内部組織が政令以下の命令や会長などの権限でどのようにもできるようになり、国会による監視が及びにくくなるという問題もあります。

第二に、本案は財政支出の合理化を基本精神とした昨年末閣議決定の行政改革計画に基づいて提出されたものであります。廃止されるものは予算規模が小さなものばかりであり、統合についても、従前の予算と定員をそのまま合算するということであり、経費節減という点ではほとんど意味

がないという問題があります。第三に、本案は一定の審議会について行政職員委員制や大臣・職員会長制を廃止することとしていますが、廃止されるのは一部だけであり、きわめて不徹底であります。しかも、大企業役員や財界代表が重要な地位と比重を占めている現状には何らのメスも入れようとしていないという重大な欠陥があります。第四は、本案の欠陥のうち最も決定的な欠陥、つまり各種審議会の運営上の問題については、何一つ具体的な措置を講じようとしていないということとあります。ロッキード事件、日韓癒着問題を契機に、わが国の政治における行き過ぎた秘密主義や密室的な行政運営に対する国民的批判が強まり、アメリカでウォーターゲート事件を教訓にして行政委員会の公開に踏み切つたように、わが国でも審議会の公開原則を確立することが切実に求められております。また、国民各層の意見を公正かつ総合的に反映させ、合理的な決定を行うために公聴会開催主義の原則を導入することや、各種審議会の公正、民主的な構成と運営に関する一般の基準についての通則を確立することなども国民的要望となつております。しかし、本案はこうした課題に何一つこたえようとしていないだけでなく、運営上の改革については何らの具体策をも打ち出していません。

以上の理由により、審議会等の整理等に関する法律案に反対するものであります。

○始開委員長 これにて討論は終局いたしました。

○始開委員長 これより採決に入ります。審議会等の整理等に関する法律案及び同案に対する修正案について採決いたします。まず、高鳥修君提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○始開委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

○始開委員長 起立多数。よって、本案は、高鳥修君提出の修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。

次に、許可、認可等の整理に関する法律案を討論に付するものであります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○始開委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。この際、行政管理庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。荒船行政管理庁長官。

○荒船國務大臣 一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。ただいま審議会等の整理等に関する法律案及び許可、認可等の整理に関する法律案の両案を可決いただきました。まことにありがとうございます。

御審議の間におきまして承りました貴重な意見を体し、一層の行政の改革、合理化に努める所存でございます。今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございます。(拍手)

○始開委員長 なお、ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○始開委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○始開委員長 次回は、来る二十七日木曜日午前
十時理事会、十時三十分から委員会を開会するこ
ととし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時散会

審議会等の整理等に関する法律案に対する修

正案

審議会等の整理等に関する法律案の一部を次の
ように修正する。

目次中「農林水産省関係」を「農林省関係」に改め
る。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 農林省関係

第五十五条(見出しを含む)中「農林水産省設置
法」を「農林省設置法」に、「農林水産省」を「農林
省」に改める。

附則第五項中「農林水産省設置法」を「農林省設
置法」に改める。